

第三十八回国会 参議院 法務委員会 會議録 第四号

昭和三十六年二月二十一日(火曜日)
午前十一時六分開会

委員の異動

二月十五日委員藤原道子君辞任につき、その補欠として江田三郎君を議長において指名した。
本日委員大野木秀次郎君及び江田三郎君辞任につき、その補欠として大泉寛三君及び藤原道子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松村 秀逸君
理事 井川 伊平君
大川 光三君
高田なほ子君

委員

大泉 寛三君
木島 義夫君
後藤 義隆君
野上 進君
栗山 良夫君
藤原 道子君
赤松 常子君
市川 房枝君

国務大臣

法務大臣 植木庚子郎君

政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長 飯田 良一君
総理府総務副長官 佐藤 朝生君

法務政務次官 古川 文吉君

法務大臣官房 近藤 忠雄君

法務大臣官房 津田 実君

法務省矯正局長 大沢 一郎君

法務省矯正局長 斎藤 正君

文部省社会教育局長 牛丸 義留君

厚生省社会局長 太宰 博邦君

最高裁判所長官代理者 内藤 頼博君

事務総局 長井 澄君

事務総局 西村 高兄君

警務局長 町田 充君

厚生省社会局長 久次郎君

労働省婦人課長 高橋 展子君

本日の会議に付した案件

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査 (先春対策に関する件)

○委員長(松村秀逸君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

二月十五日付、藤原道子君辞任、江田三郎君選任。
本日付、江田三郎君辞任、藤原道子君選任。
以上であります。

○委員長(松村秀逸君) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。当局から植木法務大臣、津田司法法制調査部長、内藤最高裁判所長、長井事務総局第一課長の諸君が出席されております。

これより質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。
○高田なほ子君 二、三点お尋ねしておきます。法律案提案の理由説明書によりますと、今回簡易裁判所の管轄区域を変更されることになっておりますが、これらの管轄区域の変更は、いずれも、地元の住民、関係諸機関等の意見を十分参酌したものであります。というふうに、地元の意見というものが参酌された結果、管轄区域の変更がされたというふうな提案理由の説明がございまして、地元の住民、それから関係諸機関は、どういう意見を持った結果、こういうふうになったのか、そこいら説明をしていただきたい。

○政府委員(津田実君) ただいまのお尋ねでございますが、まず最初福島県耶麻郡高郷村の区域を、会津若松簡易裁判所から喜多方簡易裁判所の管轄区域に変更しようとする点でございますが、その点につきましては、地元の市

町村の方々につきまして実地調査を行いました。そのほか、関係の弁護士会でありますとか、あるいは関係地方庁のそれぞれの意見を徴しました結果、それからさらに実地踏査等を行いました結果、お手元に出ております参考資料の末尾にございます二十四ページにございまして地図にも示されております通り、高郷村の区域は、鉄道から申しまして会津若松市に出る前にすでに喜多方市を通過することになっております。そういう地理的状況も考えまして、地元の希望が十分納得できるものであるというふうに考えまして、さような立案をいたしました次第でございます。で、その次の熊本県阿蘇郡の西原村が新設されましたに伴いまして、この西原村は旧山西村と旧河原村の合併によってできた村であります。が、この旧河原村の区域は、元御船簡易裁判所の管轄区域になっております。また旧山西村の地域は元熊本簡易裁判所の管轄区域になっております。そこで、両村合併いたしました結果、このままの状態を放置いたしますと、一つの村が二つの簡易裁判所の管轄区域にまたがることになるわけで、非常に地元としては不便であるということが考えられるわけです。そこで地元の村長を初め諸機関並びに関係の地方庁の意見を聞きまして、これは地理的に申しますと熊本に對する依存度が非常に高く、パスの路線等も熊本へ直行するという路線が相当数あるわけですから、その意味におきましても、旧河原

村の区域を熊本簡易裁判所にする方が地元の方々にとって非常に便利であるという結論が生まれて、その結果、旧河原村の区域は熊本簡易裁判所の管轄区域にする、こういう変更をいたそうとするわけでございまして、

○高田なほ子君 私はこれに反対ではないのですよ。私の質問の要点は、地元から申請したことに基づいてこういう計画をされるのか、それとも当局が計画を立ててから地元の意見を聞くのか、こういう場合、どちらかということをお願いしているのです。

○政府委員(津田実君) 一般論としてはいろいろの場合がございまして、今回の具体的場合は、最初に申し上げました高郷村につきましては地元から陳情書が出ております。それから熊本県の方の問題につきましては、これは市町村合併で合併が成立いたしました。とたんに、一つの村が二つの裁判所に分属することになるわけです。そういう分属するものにつきましては、当然地元の不便という問題も考慮しなければなりませんので、この方は積極的にこちらから調査をいたしまして、地元の御意見を聞いたわけでございまして、そういういたしましたら熊本に統一してほしいという意見が出て参りました。

○高田なほ子君 いろいろケースはあろうかと思いますが、日本は広いわけでありまして、これに類似する問題はたくさん今後出てくるだろうと思っております。政府は今回二つの問題を出されておりますが、計画がございましてか。

○政府委員(津田実君) 全国的に計画はございません。全く地元の事情によるわけでございます。

○国務大臣(植木庚子郎君) 簡易裁判所の統合等の問題についての御質問でございますが、仰せの通り、こうした裁判所の管轄区域はそれぞれ現在でも相当広範囲に僻遠の地域に設けてある

○高田なほ子君 大へん含みのある御答弁ですが、私はそれでは納得ができない。予算面の節約とか、人事の効率的な面、つまり足りない人員を配置する必要上統合していくというような行き方が、今の大臣の御答弁だと考えられないでもない。これは私は大へん重

○國務大臣(植木虔子郎君) いや、私の申し上げています意味は、そういう場合も時勢の変転によつては起こり得るかもしれないから、一切いたしませんとはまあお答えいたしかねますのうで、先ほどお答えしたような次第です。しかし、先ほども申し上げましたように、さしあたつての問題としましては、予算あるいは人員のやり繰りのつづ限り、仰せのように、できるだけ住民の利便ということを考えてやつて参りたい。おそらく裁判所当局もそういう御意向であらうと思ひますから、われわれもそれに賛成をして、そして善処して参りたい。ただ、あまりにもつまらぬ原則論を申し上げましたから、誤解を招いたかもしれない。○高田なほ子君 未開庁の簡易裁判所は今幾つありますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 現在未開庁の簡易裁判所は八ヶ庁になつております。

○國務大臣(植木庚子郎君) 御質問の
その八カ所の簡易裁判所の未設置の間
題でございますが、今、最高裁からの問
答弁がございましたように、それぞれ
適当な敷地が得られないとか、あるい

は庁舎が得られないとかいうのが、それだけの理由になっておるようでございます。三十六年度の予算要求の際には、そうした事情が主になっておりまして、予算を要求するだけの段取りまでいっておらなかったということでございます。

○高田なほ子君 裁判所の予算は、御承知のように、裁判所当局で大蔵省といろいろな御相談をなさるのですが、われわれ法務省といたしましては、法務大臣の立場から、側面から、非公式ながらいろいろ御支援申しておるのでありますが、今回は、今申したような事情のために設立の予算を獲得するに至らなかったと、こういう事情でございます。

○高田なほ子君 私、法務大臣に今これを質問したのは、若干おかしな違いの質問のように考えられたかもしれせんが、しかし裁判所というのは、閣僚会議も何も出ないにしろ、それは内藤さんがおっしゃる大蔵省を飛んで回るぐらいでは、失礼だけれども、ろくなことはできない。(笑)御承知のように、今閣僚会議でも予算のふんどり競争というふうな、しばしば指摘されているような臭気ふんぶんな動きの中で、内藤さんがおっしゃることはね回っているぐらいでは、これはとうてい問題にならない。問題にならないところにこの裁判所の悲劇がある、こういうわけだから、まあ法務大臣は、直接裁判所の予算についてどうこうということとはそれはないと思ひますけれども、やはり法務大臣の責務において、もう少し裁判所の予算等について積極的に努力をしていただきたいたいのだと、こういうまあ含みを持つての私の

質問ですが、御答弁いただいたように、今後御協力いただくということに、安心をいたします。

○高田なほ子君 ちよっと事務的なことをお伺いしますが、この第二表の会津若松の高郷村は今度は喜多方の簡易裁判所に管轄がえになるようになりまして、大へんけつこうだと思ひます。けつこうですが、今まで若松の方の管

轄区域で扱ったものが、今度は喜多方の管轄区域に入りますが、事件がやはりふえていくわけですね、この表で示されているように。事件が喜多方の方にふえてくるようになりますか。こういう場合には、あれですか、定員や何かについては事務的に異動するという方式がとられるのですか。

○政府委員(津田英君) ただいまのお尋ねのうちの一部分について法務省からお答えいたしますが、従来会津若松簡易裁判所に係属している事件は、この法律の付則によりましてそのまま会津若松簡易裁判所で終結するわけでございます。これは付則の第二項にござい

ます。将来起こる事件——この法律施行後起こる事件は、当然喜多方簡易裁判所に移るわけでございますが、その事件数につきましては、この資料にございします通り、まあ数で申しますと、この資料の二十一ページにございします。民事事件については三十三年は年間三件、三十四年度はゼロ、刑事事件につきまして、三十三年度は三件、三十四年度は十二件という非常にわずかな数でございします。従いまして、おそらく裁判所の方では人員の異動等は御考慮になつていないだらうと思ひますが、その点は具体的に裁判所からお答え願つた方がよろしいかと思ひます。

○高田なほ子君 裁判所の定員配置につきましては、大体二年目ごとに事件の多寡その他の事情を考慮いたしまして定員配置をきめておられるわけでございます。今回の喜多方簡易裁判所に管轄区域が会津若松から移りますこの問題につきましては、今後の事件数の推移を見まして措置いたしたいと存じます。

○高田なほ子君 もう一問お尋ねしておきますが、これは念のためです。この御船簡易裁判所の管轄から旧山西村は、今度熊本市の簡易裁判所の管轄区域になるのですか、これはあれですか、今まで旧河原村から御船簡易裁判所に行くのには、距離は二七・八キロ、所要時間が乗合バスで六十分、運賃が八十円、今度熊本市簡易裁判所になると所要時間が六十五分になり、運賃が八十五円というように五円上がっていきませんか。しかしまあ便利という点になると、やはり熊本がいんじやないかと思ひますけれども、値段が高くなつてしまつて時間がよけいかかるようにわざわざ改正したということについては、どうもさつきのお話によると、熊本の方は地元の方からの要請ではなくて、上の方から計画されたよう

ですが、まあこれは政治的な意味では含まれていないと思ひますけれども、念のために、わざわざ時間をよけいにかけて、運賃がよけいかかるようにどうしてこういうふうに改正したのか、私には疑問でならないのです。反対だといひますけれどもね。

○高田なほ子君 ただいま御指摘の通りでございますが、これは旧河原村の中心部分といひますか、そこからの計算になつております。バスの停留所は村内にたくさんありますので、それから見ますと運賃が熊本に近い方は安く、逆に熊本から遠い人たちは若干高くなるということになります。しかし全体から見まして、御承知のように熊本市と御船町というものの間におきましては非常に都市としての差があるわけでありまして、非常に熊本に対する依存度

が高いという意味におきまして、熊本に出る機会が非常に多いわけでありまして、そういう意味を考慮いたしましてのことでありまして、村長はぜひともこういうふうにしていただきたいた、こういう希望を住民を代表しておられました。そういうような事情から見まして、この方が適当だと考えております。

○高田なほ子君 以上です。

○後藤義隆君 現在、簡易裁判所でもって判事が全然欠員でない所がありませんか、どうですか。あれば何か所くらいありますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) ただいまのお尋ねでございますが、簡易裁判所の中で、併合配置と申しまして、他の庁と併合されて配置されておる庁、そういう庁が六十四カ庁ございします。

○後藤義隆君 併合配置というのか、そうでなしに、現在その担当の判事がおるべき所が欠員になつておる所がありませんか。普通ならば簡易裁判所に一人の判事が常駐するはずのものが、欠員になつて常駐しておらぬ所があるませんか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) ただいまお答えいたしました趣旨は、簡易裁判所によりまして、簡易裁判所の一カ庁には必ず簡易裁判所判事が一名いるということではなくて、二つの簡易裁判所に一名の簡易裁判所判事を併合配置するという措置をとつておる。そういう意味において六十四カ庁が併合配置になつておるわけでございます。ですから配置はされておるわけでございます。

それからお、今のお尋ねの中に含

んでいると思いますが、簡易裁判所の判事の欠員がございしますので、そういう意味におきまして、定員は配置されながら現在はいないということがあるわけでございます。これは簡易裁判所判事定員七百名、四十名の欠員がございしますので、そういった庁が幾つかあると思います。

○委員長(松村秀逸君) この際、委員の異動について御報告申し上げます。大野木秀次郎君辞任、大泉寛三君選任。以上でございます。

○委員長(松村秀逸君) ほかに御質疑はございませんか。――ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松村秀逸君) 全会一致でございます。よって下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手續等につきまして、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松村秀逸君) 速記を起こし次に、検察及び裁判の運営等に関する調査の一環として、売春対策に関する件について、前回に引き続き調査を行ないます。

本件に關して、当局からは、法務省から植木法務大臣、古川政務次官、竹内刑事局長、大沢矯正局長、近藤総務部長、警察庁から町田参事官、総理府から佐藤総務府総務副長官、飯田審議室長、厚生省から太宰社会局長、翁生活課長、牛丸薬務局長、久万麻薬課長、労働省から高橋婦人課長の諸君が出席されております。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○市川房枝君 文部省の社会教育局長は見えていますか。

○委員長(松村秀逸君) 文部省の社会教育局長は今来られました。

○市川房枝君 文部省の社会教育局長にお伺いしたいと思います。売春防止法の実施が必ずしもよくできていないといいますが、あるいは現在の社会教育行政で売春関係が非常に

よくないという事は、一方からいえば、性犯罪が非常に多いということもありませんが、そういう関係で、やはり青年男女といいますが、あるいは国民一般に純潔に関する考え方が変わってきたといいますが、あるいは低下してきたと申しますか、そういうことも言われておりますが、純潔に関する教育は、学校教育でも行なっておりますが、まあきょうは学校教育のことは別にしますが、少なくとも青少年あるいは一般の成人の教育を担当しておられます文部省の社会教育局としては、その問題に対してどうお考えになっておられますか、それをまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(斎藤正君) 私どもが担当しております純潔教育という問題でございますが、一口に言いますと、男女両性間の精神的あるいは肉体的な関係を正しくするということが純潔教育の内容というか、目標でございます。いわゆる性教育というより領域より、もう少し広く考えておまして、青少年自身の生活指導あるいは環境の整備という点、それからまた青少年教育者だけでなく、青少年に接します成人の婦人あるいは家庭におきます父母、そういう方たちがどういふふうにこの正しい男女の関係というものを教え導くかということまで含んで考えておまして、要するに健康で明るい男女の関係、明るくても節度のある関係というものを打ち立てるように考えておるわけでございます。

○市川房枝君 そこで、そういうお考えをお持ちになつておられると、実際の行政の上でどんなことをなさつておられますか、具体的なことを伺いた

いと思ひます。

○政府委員(斎藤正君) 純潔教育そのものために一番端的にやつておりますことは、各方面で青少年自身がみずから学び、あるいはおとなの人たちが青少年を導くための資料といたしまして、先般来純潔教育に関する一つの有力な参考材料として資料を出してございまして、これは引き続き本年度内にもさらに続けるつもりでございます。明年度もさらに角度を変えて新しいものを出して、そしていろいろな社会教育の指導者に読んでいただきたいということをお考えしております。しかし、これは資料だけでございまして、そう大きな仕事ではございません。で、この問題はむしろ小さいこととございまして、一つのことをやつて、すぐよくなるというふうに私どもは簡単には考えられない。そこで、やはり婦人学級でありますとか、それから青年学級でありますとか、あるいはいろいろな民間の団体――婦人団体、青年団体等がいろいろな学習活動をなさいます際、そういう具体的なプログラムの中で、そういう問題をできるだけ正しく位置づけて処理していただくようにお願いしたい。かように考えております。

○市川房枝君 今資料を出しているというお話でございましたけれども、具体的にどういふような資料をお出しになつておりますか。

それからまた社会教育局でいわゆる純潔教育というものの対する予算は、どのくらいお使いになつておりますか。

○政府委員(斎藤正君) 三十六年度の予算といたしまして、資料のためのものは八十二万円でございます。従来出した資料は、御承知かと思ひますが「性と純潔」これは主として中学上級生あるいは高等学校の生徒あるいはそれに相応いたしますところの年齢層の勤労青少年を対象にいたしておるものでございます。

それから第二は「男女の交際と礼儀」といふもので、これはもう少し広く一般の青年を対象にいたしたものでございます。

最近年度内に今まとめておりますのは、結婚前後の青年の対象のものをまとめるということで、これは主として母親のためのものという角度で現在まとめておまして、近く公にできるかと思ひます。明年度におきましては、広い一般社会の中における純潔教育の問題という角度でやたらどうかというふうに考えておりますが、この資料の内容につきましては、専門家のいろいろな審議を経て決定されますので……。

現在のところはこういう方向で考えております。この冊子は大体百ページ前後のものでございます。引き続きそういうものを出していきたい、かように考えております。

があるということも、ほんとうはついでの間まで私は知らなかったわけですが、出ているには出ているけれども、これでどの程度先ほどの御趣旨が徹底しているものか、少し疑問に思うわけでございますけれども、いかがでございますか。

○政府委員(斎藤正君) お手元にございます資料は、文部省で直接頒布いたしましたものは、三千部程度であったと思ひます。で、これはきわめて安いものを複製しまして、社会教育を担当しておりますが、印刷して、きわめて低廉な価格で頒布いたしております。これは相当購入の希望がありまして、現在出ておりますものにつきましても相当はけておるような実情でございます。私もといたしましては、文部省が全部の需要に対して無料で配付するという点については限度がございますので、やはり都道府県の社会教育課、それに接触いたします団体のリーダーとかいう方々に対しては、そういうものがあるということを見本を出して、できるだけ普及をし、そして幸いにしてこれがいけるの社会教育の団体活動の中で学習のため用いられて、御希望がございましたらば低廉の価格で頒布できるようにいたしたい、こういうふうな考えでおります。

○市川房枝君 この印刷物のほかに、婦人学級とか、いろいろな会合でお取り上げになっておるということは何々たのでございませうか、男子の方の青年学級といひますか、そういう方でもお取り上げになっておると思ひますが、私も、どの程度お取り上げになった

かどうか承知してないのですが、そこで取り上げる要目の中に、純潔教育が入っているかどうか、そういう刷りものがあつたら、きょうでなくともよろしいが、いたしたいと思つておる。文部省は、私も承知しておるところでは、終戦後は非常に熱心に純潔の問題をお取り上げになったと記憶しております。純潔教育の一つの委員会のようなのをお作りなすつたようですが、最近そういうようなものは何もないですね。

○政府委員(斎藤正君) 先ほど申し上げました資料の編さん等は、事実上の委員会でございますけれども、一年中寄つて、どういふ角度で資料をまとめたらいふかということをお諮り願つておるわけでございませう。その中には、医学関係の方もございまして、その他の方でございまして御理解ある学術経験者をお寄願願つておるわけでございませう。御質問のように、その委員会がなくなつたということではございませう。現在活動しておるわけでありませう。ただ、これは百ページ内外の冊子でございませうけれども、なかなか私も考えてもおまとも願ひには非常にむづかしい問題がございませうので、そうごんごん一年間にたくさんのもを出していただくことは、これはお願いする方があるいは無理のことかもしれない。出しますものといひましては、毎年二冊程度のものを出していただきたいというふうに考えております。

○市川房枝君 委員会のようなものがあるとおしやいましたけれども、それはちゃんと規定によつた委員会でございますか。

○政府委員(斎藤正君) 終戦直後におきましては、社会教育に対する委員会がいろいろこまかくそれぞれの事項についてあつたわけでございます。その後委員会の――これは社会教育に限りませんで、文部省その他におきまして、委員会の整備統合が行なわれまして、非常にかまかい目的を持った委員会を統合したしまして、大きく社会教育審議会の中に統合いたしました。現在あります先ほど申し上げましたものは、いわばその部分で純潔教育に限つて専門的にいろいろ起草していただくという委員会でございますので、表面は違つておりますけれども、実際の仕事としては決して手を抜いておるわけではございません。

○市川房枝君 ちよつとはつきりしないのですが、社会教育審議会の中に純潔教育の専門の委員会があるとおっしゃるのですか。

○政府委員(斎藤正君) 正式の分科会等ではございませう。これは社会教育の分科会の中で、たとえば視聴覚でありますとか、こういうふうな優良な映画を推薦する制度とか、そういうふうな非常に具体的な審査等の仕事をいたしますものは正式の分科会としては載つておりますけれども、純潔教育につきましては、そういう意味の分科会がございませうが、むしろ実際上資料をおまとも願ひという仕事を担当する方々を、専門家をお願いしているような現状でございます。

○市川房枝君 それじゃ委員会じゃないのですか。それは社会教育課で適當な人をピック・アップして、そうしてちよつと相談をかけるという、こういう程度と了解してよろしいのですか。

○政府委員(斎藤正君) 適當にピック・アップしてちよつとお願ひするといふふうにおつしやられますと、実際のやり方と違ひますけれども、これはまあおつしやる意味が、設置法に正式に純潔教育委員会として載つておるから載つてないかといふお尋ねでございます。すれば、現在そういう委員会がございませう。しかし、社会教育の全体の中で当然にそういう問題は考へるべきことであつて、審議会といたしましては、特別のものを設けなくても、私も現在のうちに専門的な資料を用意いたしますために学識経験者を委嘱して審議していただき、執筆をお願いするといふことで義務を果たせるものと考へておるわけでございませう。

○市川房枝君 これは大へん失礼な言ひ分ですけれども、私の印象を申し上げさせていただきます。文部省は純潔教育に対しては、あまり御関心を持っておいでにならないといふ印象を受けます。責任があるようなお話をしたから、これから先です、今後今までのようになくて、もつとこの問題と真剣に取り組んでいただきたい。やはりこの問題が一番根本の問題ではないか、そういう意味で文部省の社会教育課に期待を持てているわけなんです。実は文部省は内閣にできておる売春対策審議会に、担当官庁の一つとして、次官が委員にお出になつておるはずだと思つておるのですが、どうですか。

○政府委員(斎藤正君) 次官が委員に私はなつてないのではないかと思つたのでございませうけれども……失礼いたしました。ただ、私は幹事として私どもが参加しているといふふうな考へて

おりましたものですか……失礼いたしました。

○市川房枝君 たまたま不熱心なことが暴露したわけですが、委員におなりになっておるのだけれども、私が拝見している限りでは、委員会においでになつたことはいふがきつるのです、文部次官は。そこで、局長は幹事でおいでになるわけですね、けれども局長もあまりお出にならないので、課長がお出になるか、あるいは課長補佐がお出になるのじゃないですか。私の印象から、ほんとうは文部省は非常に不熱心だといふ感じを一つ持つておるのです。それからもう一つ売春対策審議会の関連で申しますと、売春対策審議会の、ずつとお書き上げになつて御配付になつておるのです。まだ三十六年度の決定したものをいただいておりますけれども、要求予算のときにいたしているのですが、それを見ますと、文部省は入つてないのです。さつき純潔教育のための予算が八十二万円ありなつたとおつしやいましたけれども、私それはまあ文部省の方のあれなのか、審議会の手落ちなのか、どつちかと思ひますけれども、文部省はその予算の面であつておるのです。だからそういうこととあわせて、私は、どうも文部省のこの問題に対する態度に不満を平生から持つておるのですが、私が間違つておれば大へんけつこうなつてございませう。で、今のような、性の問題がこういうふうな乱れてきておるということは、何も文部省の責任だとは思ひませうけれども、いろいろの問題、原因が重なつてこ

ういう方面のやはり材料を提供される方も十分に節度を持って自粛をしていただきたいと思います。まあ具体的な、私どもが担当しておりますことで、そういう材料の問題について何かあるかといふと、たとえば映画の問題等につきましては、できるだけ青少年の一般の教育に役立つ、あるいは社会教育のいろいろな材料に得るようなものでいいものを選定いたしました。そして、そうして一般の映画館にできるだけこみにならぬように、早朝興行という形で、勤労青少年の場合もありません、生徒の場合もありますけれども、日曜等を利用いたしまして、文部省と父兄が両方持ち持ちで、早朝興行という形で、できるだけ教育的な、あるいは少なくとも教育上害のないようなものを見せるような方向をとっておられるわけでありまして。テレビにつきましては、私どもといたしまして、主として問題児に与えるテレビの影響等につきましては、法務省あるいは家庭裁判所等の専門家の御協力を得まして、問題児とそういうマスコミ等の関係につきましては、数年来調査を続けておられて、引き続き明年あるいは明後年も、特に問題児等に限りましては少し幅を広めまして、その影響の度合い等について調査をいたすことを計画しております。

○赤松常子君 総合的にこういう問題をまとめたいとお取上げになったことはないというふうな私ども解釈いたしまして、非常に私残念に思っております。この前、社会教育費を相当計上なさいましたときに、ちよつといろいろな論議がございましたことも局長は御承知だろうと思っておりますが、その使途につきまして、私ども実に不明瞭な点を一応追及したことがございました。今度も社会教育費は相当増額されておりますが、その使方ですね、使途が、いろいろ聞いてみたらしいとしますと、やはりこの団体助成という名目で婦人団体などに出されている、私い意味において公平にやらなければならないと思うのですけれども、そこには何か私ども納得のいかない使用方をしておいでになる、こういうように社会教育費の使途が、今伺ってみますと、純潔教育に八十数万円、三十四年度にパンフレットをお出しになっただけに使われているという程度でよろしいのかどうかということ、非常に私ども疑問に思っております。もつとこういふところにも、今おっしゃいましたように映画の問題も必要ですけれども、ただあれを見てはいかぬ、これを見てはいかぬというのでなくて、文部省自体が性教育のすっきりしたい映画を積極的に製作になっておられるのかどうか。このパンフレットだけでなく、もつとそういう広く教育材料を文部省自身が手がけてお作りになって、それにこの社会教育費が使われていなければならないのでございませうけれども、どうも私はそこを納得のいかない点を感じている次第でございます。もつと社会教育費の使い方、これに対して今申しますところの問題に、どのくらいのパセンテージを取っておいでになるのか、将来どうしようとお思いになるのか、その点お聞きいたしたいと思っております。

○政府委員(斎藤正君) 社会教育の予算が年々増額しておられることは御承知の通りであります。それで、何を重点にやっておるかお申しますと、第一点は、社会教育のいろいろな施設でございます。これは本年度は特に公民館等は倍近く補助金を出しております。現在の社会教育の実態から見まして、これは地域におきます婦人団体にいたしまして、青年団体にいたしまして、その活動の場所というものが不足しておることは事実でございます。これを与えて、できるだけ年次を追って拡張していくということが一つ。これは重要な問題でございます。それから第二は、これは青年学級の予算、勤労青少年の教育、特に都市にありまして青年学級といううようなものをできるだけ拡充いたしまして、勤労青少年に少しでも教育の機会を多く与えるということを主眼にいたしました。それから第三は、社会教育の重要な一つでありますところの指導者の養成の問題でございます。この指導者の養成につきましては、公の機関におきまして、ところの社会教育主事といううなもの、養成、あるいは研修等を進めますとともに、各種の団体のリーダーの方々相互研修の機会を得るための研修費、あるいは会費等の援助をする経費というものがあつたわけでございます。

私どもは、社会教育の方向といたしまして、やはりできるだけリーダーの資質を向上する、それから社会教育の場としてのいろいろな施設の整備をする、それから現状におきまして、青年学級、婦人学級等市町村の段階であります教育の機会というものをできるだけ拡充していく、この三点を主にして予算はできたのでございます。私は、その方向は現在の社会教育の実情から見て適當であるというふうに考えておるわけでありまして。

○赤松常子君 それじゃもう一つ、ほんとにお願ひ申しておきます。今対症療法でないというそのお立場から、最近の社会の風潮、売春の問題のその対策に對しまして、もつと社会教育局の当局といたしまして、総合的にやはり問題をお取り上げになりまして、もつと御熱意のある対策をお立ていただきたいと、私特にお願ひ申しておきます。

○高田なほ子君 せっかくお見えになりましたから、ちよつと関連してですが、三点だけ質問しておきます。伺つてみますと、大体空気がわかります。あまりいいムードではないようです。この空気は、私は純潔教育についての八十二万円の予算を計上されたことについては承りましたが、この八十二万円の予算きりないから仕事ができないのか、また純潔教育そのものの計画性が立てられないために予算が取れないのか、こういうところに疑問を持します。純潔教育を普及するということとは、売春防止法が制定されたときからこれも問題になっておつて、いろいろその計画はありだろつと思ひますけれども、その計画を一つ資料が何かでお示しただけのようにこれはお願ひをしたいと思います。ここで即座に御答弁ということも無理かと思ひますから、一つ計画を示したものを資料としていただきたい。これが一つです。

それから社会教育の予算が増加したことは、私も喜ぶべきことですけれども、純潔教育普及の上で当時から非常に問題になつていたのは、純潔教育の普及に必要な指導者の養成、このこととすいぶん前から問題になつていたところなんです。今、社会教育の指導者の養成、つまり指導主事、これの養成にはずいぶん一生懸命になつておるようですけれども、純潔教育のいわゆる指導者についての養成はどういうふうに行われているのか、これが二つ目です。

それから三つ目は、あまりこの調査だか何かはできないようですけれども、現在の中学校の教育の中で、健康に対する学習という問題は、文部当局でも基本的にこれを進めているようであることになつておるはずだ、取り上げることになつておる。しかし、実際には、そこを取り上げられていないというのが実情ではないだろうか。なぜ計画はありながら実際問題として直接その中学校の学習の中でこういう問題が取り上げられないのか、私はこの点に大へん疑問を持っておりますから、これにまあお答えをいただきたい。

それから一応文部省がお出しになつておる資料は、青少年向きの録音教材など、純潔教育の問題を取り上げておるようですが、「異性と恋愛」望月衛さん、「結婚観」宮城音弥さん、「青年と交際」坂西志保さん、同じく「青年と交際」亀井勝一郎さん、こういうようなメンバーがあつておりますけれども、純潔教育でもつと適當なメンバーがほかにおるようには私どもには考えられませんが、こういうメンバーについては、何か文部省の方でいろいろ用意されておるわけですが、青年の交際、先ほどのパンフレットを拝見

いたしますと、大体まあいつも出てくるメンバーばかりで、あまりへんてつのないようなメンバーがそろっているようですが、何か文部省にはメンバーの基準といったようなものがあって、もっと新しい青年の心にピンとくるようなリーダーというものはメンバーの中にないものか、そういう点にも私は少し疑問を持つのですが、ここでは意見を言いませんから、私の質問にだけ簡単にいいですから要領よく答えて下さい。

○政府委員(斎藤正君) 指導者養成につきましては、社会教育主事の養成だけではございまして、あらゆる分野、公民館の主事でありまして、あるいは視聴覚教育担当の指導者でありますとか、あるいは青少年団体、婦人団体、あらゆる部門の、あるいは養成、あるいは相互の研修の機会というものを持っております。特に御指摘の純潔教育のための指導者というものは考えておりません。しかし、先ほど申しましたように、やはりこれは基本的な問題でございまして、青少年なり婦人なりの団体活動のその中で取り上げられていくことであろうというふうに私どもは考えておるのでございます。

それから第二点の中学校の問題でございしますが、恐縮でございしますが、私、ちょっと所管が違いますが、お答えいたしかねます。

○高田なほ子君 お答えいたしかねるものでしたら、いたしたかなくて結構でございますが、中学校の保健の学習の内容の中に、いろいろの中で純潔教育を行なうと、こういうようなことになっている。実際にはそれをやら

れておられないわけですね。ですから、あなたから今御答弁がでないということであれば、実際やられているのか、いないのかということ、先ほどからまあ皆さん口をそろえて聞いておられる。はっきりいたしませんから、私、重ねてまあ関連質問をしたわけですが、何か私の質問に対する資料みたようなものをいただくことができるかどうか。これが一つ。

それからもう一つは、指導主事だけを養成するんじゃない、そのほかにもいろいろそういうことを養成しているの、特に純潔教育についての指導者の養成は考えておらずと、こういう御答弁です。ところが問題のところじゃないですか。当時、純潔教育を普及させるということの中で一番問題になるのは指導者だ、その問題の解決のためにこれは努力しなければならぬのだということは、ずいぶん論議せられた点だと思っております。かつて、私も文教委員会でもこういうことは議論したように覚えております。しかし、今伺うと、全然計画もなければ、そういうことをやる必要もないという印象に与えられます。御発言があった。これはまずいと思えます。純潔教育の指導者というものは、ずいぶんむずかしいから、一朝一夕にできないにしても、考えておられませんか」というのじゃなくて、考えておる、今後努力する、こういうふうに答弁を私は直していただきた。そうではないと、私はもっと質問を続けたいと思えます。

○政府委員(斎藤正君) 私の答弁がまずかったと思えますが、考えておられます」というのは、決して純潔教育についてそのリーダーが必要でないという意味で申し上げたのではないの、でございます。やはり純潔教育につきましても、具体的にはやはり青少年や団体、そのための専門家ということになって、各いろいろな分野のリーダーたちがその問題について関心を持って、そうして日常の指導に当たるといふことが必要であるという意味で、私どもは特に純潔教育指導者という名目において予算を計上していないという意味で申し上げたのでございまして、その点、私の言い方がまずかったようございまして、その点は釈明させていただきますか。

○高田なほ子君 言い方が悪いようでしたら、純潔教育に指導する人材、そういうものが大へんや問題になるわけですね。何でもない者が下手な純潔教育をされると、かえって逆効果になるような場合もある。ですから、純潔教育を普及させる上でどうしても大切なことは、これを指導する人の問題だということ、今後当局としては、その養成、それらの実際に行なう面で努力をしたいということ、従来からの文部省の方針だったわけなんです。ですから、答え方が悪い悪いの問題ではなくて、今後一つ純潔教育の指導者の面について、どういうふうに考えていったらいいかということについては、十分に研究をしていただきたい。それはできますか。

○政府委員(斎藤正君) 先ほどお話のありました指導をどういうふうな今後展開したいか、あるいは指導の面でどういう工夫をさらにこらすべきかという点につきましては、専門家の集まりもございまして、十分御

相談の上、検討して参りたい、かように考えます。

○高田なほ子君 八十二万円の計画内容の資料はいただけませんか。

○政府委員(斎藤正君) その八十二万円の使途につきましては、資料を後ほど差し上げます。それから本年度の問題につきましては、間もなく稿がまとまると思えますから、まともになりましたらお目にかけたいと思えます。

○高田なほ子君 ついでに、大へん失礼なことになりますけれども、文部省は青少年不良化防止対策費というものが三十一万円、去年は三十万円でした。ね、それと社会教育というものはどう

いう関連を持ちながら運営されておるものですか。これもあまり何か説明は、にわかですけれども、何か説明しますが、何か資料をいただけたら……。ちようだいできますか。三十一万円の使い方。

○政府委員(斎藤正君) 資料は差し上げますけれども、先ほど私が御説明した中にあるのでございまして、従来、標準経費として不良化防止という名目で特定の子供会等の問題も入っておりますけれども、私どもは青少年の不良化の問題につきましても、社会教育としてどういう態度で全部を考えたかということの場合、先ほど申し上げましたように、私どもはできるだけ教育の場の少ない勤労青少年に教育の場を与えて、その指導者なり、具体的なプログラムの展開が向上していくようにということ。それから、そういういろいろな活動の場所を与えるということを中心に考えており、それから必要な教材教具といったしましては、これは先ほど御指摘になりました録音教

材もその一つでございまして、映画もそうでございまして、あるいは通信教育等でそれをカバーするという方法もあわせて考えますので、その三十一万円が、何か現在の事象の、不良青少年の現在の趨勢に対する経費であるというふうにお考え願うと、きわめて少ない額だということを感じをお受けになるかもしれません。私どもはそういうふうには考えておらない。もう少し広く、青少年の問題について社会教育という面でするの、もう少し広く考えたい、こういうふうにお考えしております。

○高田なほ子君 もうお気持のほどはよくわかります。わかりませんが、どうも、去年も青少年不良化防止対策費というものが三十万円、これは少しふえたというふうなお話ですから予算を見たら、一万円ふえています。そこで、どうも私のような常識人は、わが国の青少年に対する不良化防止対策費なるものが文部省で三十一万円というのは、けたが間違ったくらいに思えない。ですから、よその人様に聞かされても、お前は議員に出て何やっていのか聞かれても、三十一万円どう使うのか聞かれても、私は答えようがない。だから三十一万円というのはいくらに使用されているのか、一つ念のためにその使用方を私どもに資料としてちようだいしたい、これだけのことで。

○藤原道子君 私も関連でお伺いいたします。私たちが先春防止法ができたときに、これは刑罰でなくて指導と教育でなるべく効果を上げるんだというふうにいろいろ伺ってきた。またそう信じていた。従って、社会教育の面で果

たす役割は非常に大きいと期待していたわけなんです。ところが、私は売春対策審議会に出ておりますけれども、文部省の御出席が一番悪いわけです。それから先はど来の皆さんの御答弁を伺っております、非常に今度は社会教育の面の予算がふえて、その使途は、婦人学級とか青年学級を拡充強化する、ここに重点をおいていられるらしいし、また、その指導者の養成だという御答弁でございました。私、各地を回って見ました。また、各地方で、青少年の性犯罪がふえてきた、これは良家の子女を守る意味からいっても、売春防止法というものが大きな影響を与えているんだと、さながら売春防止法があるから青少年の犯罪がふえて良家の子女が非常に危険になるといふような趣旨の指導がなされている。そこで、社会教育局長さんですか、の御答弁を伺っております、純潔教育の面においても、あるいは直接売春関係においても、非常に何かあまいまいなように私には聞けるわけです。一体、この婦人学級の指導の方針、これらについて、そういう意思が流れておるかどうかが伺いたい。あなた自身が、また売春防止法ができたから青少年の性犯罪がふえたんだとか、あるいは売春防止法ができたから非常に良家の子女が危険になるといふようなお考えをお持ちでございましょうか、率直にお答えをお願いしたいと思います。

私どもは、青少年のいろいろ起こります問題について、これが原因等はいろいろ複雑な問題があると思います。私どもは、青少年が困窮した状態におきましても、あるいは、いろいろ繁榮した中でも、これは形を変えていろいろな角度で青少年の問題が出てくることは、世界各國のいろいろな事例を見ましても明らかでございます。その原因が一つ何だかという考え方をいたしたことはないのでございます。私どもは、先ほどから申し上げますように、青少年に對しましてできるだけ教育といふものの機会を与えるということと、それから、これはどういふ教育の制度が完備いたしましたも、教育制度という型では、なかなか青少年の人格の形成といふものに十分ではない。そのためには、やはり教育の形態をはずれて、相互にリーダーとして年少者を誘導する、あるいは相互に切磋琢磨をするといふような機会の団体活動といふものが活発化するといふことが、私は一番いいんだという考え方で指導をいたしているわけでございます。

○藤原道子君 婦人学級等に対する指導のあり方といたしまして、非常に偏向しているように思うのです。これはどういふふうな基準で婦人学級を運営していらっしゃるのか、その講師等の選定等についての基準ですね、こういうものがあるのかどうか、どううか。それから、あなたは幾らそういうことはやっていないと言つても、現にそういうことが行なわれている事実があるのです。ですから、もしそういうことではないお考えならば、国が定めた法律なんです。青少年にとつても、今後の日本人の健康から見ても、非常に重大な問題でございまして、やはり社会教育がもっとふんばつていかつていただかなければならない、売春撲滅について、それについてのあなたの考えなどもあわせて伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(斎藤正君) 婦人学級の講師がかくかくでなければならぬというような指導をいたしております。社会教育の特色といたしまして、学校教育と違ひまして、プロフェッショナルなリーダーといふものがなければ、いかぬといふものではございせん。現実に行なわれております婦人学級も、その婦人学級が取り上げますのは、一般教養のものもございまして、あるいは農耕等でもございまして、営業関係あるいは消費生活、いろいろな問題をとり上げて、それに適當な一般の社会人の余暇をさいて使用していただくというところでございまして、どういふ講師が現実には選ばれるかということ、もう個々の市町村の開設いたしました婦人学級担当者の考えといふもので、処理されているわけでございます。どういふ者がいるかと一口に言われましても、現実に参加したしております人員が二百七十万、補助の学級だけにとりましては千五百に余る学級でございまして、それがどういふ人がなつたかといふことを私も具体的に計数で扱つておりません。いろいろな典型的な事例の講師等は私も承知しておりますが、お話のような意味で婦人学級の内容が偏向している、選択に傾向として誤りがあるといふふうには、私どもは判断いたしておらないのでございます。

それから第二点の問題につきまして、先ほど申しましたように、純潔教育の意味におきまして、男女の關係の精神的にも肉体的にも正しい、そして明らかな節度のある關係をできるだけ実現するようにするといふ趣旨で今後努力して参りたいと思つております。

○藤原道子君 婦人学級の講師については自由な選択にまかされているやうな御答弁でございましたが、さうでない、ある種の事例が出てくるというところ、あるいは社会教育課の制約があるといふような例がございまして、これはここではあまり追及すべき問題ではないと思ひますので、委員会を改めて伺ひたいと思ひます。ただ、私がこの際お願いしておきたいのは、売春対策審議会といたしまして、この売春問題で非常に頭を悩まして、だんだんに予算等も削られる傾向なんです。こういうときに、どうせこの売春防止法は廃止になるんだといふような宣傳をさされていくときに、私たちはこれをどうしても守つて、気の毒な女性を救ひ、そして日本の風紀を直したい、ききたい、性のモラルを確立したい、こういう非常に苦勞をしているときでございまして、社会教育として非常に大事な面を担当しておられる文部省が、いつの審議会にもほとんど次官どころではない、局長さんもおいでにならないという、こういうことでは、文部省が非常に不熱心だ、冷淡だと言われても、私は、答弁のしようがないと思ひます。今後はそういうことのないように、關係各省と連絡をとつて、もっと真剣にやつていただきたいといふことを強く要望いたしまして、私、文部省に對する質問はこれで終わります。

○市川房枝君 売春対策審議会の事務を担当しておいでになります総理府の總務副長官おいでいただきたいと思ひます。で、ちよつと伺ひたいと思ひます。先ほど文部省に對して伺ひましたときに、売春対策審議会に文部省の出席がよくないといふことのお事實を知りたいと思ひまして、実は審議会に電話をかけて、最近二年ないし三年間における審議会の出席表を一つ見せていただきたいといふことをお願いをしたのですが、ところが出席表はとつていない、事務としてメモはとつていない、とつていない。それから會議録もとつていない、こういうお話を実は伺つたのであります。それで、一体審議会といふものはそういうもののなかどうかと思ひまして、幾つかの審議会に実は電話をかけて調べてみたのです。社会保障制度審議会に電話をかけて聞きましたら、出席をとつておる、會議録もちゃんととつておる。それから同じ内閣の青少年問題審議会に電話をかけたところ、これもさうだ。それから地方制度調査会、自治省ですが、これもさうだ。それからエネスコ国内委員会も聞いてみましたら、やはりとつておるのです。それで、どうして売春対策審議会だけがさうなんです、か、それでいいのですか、それをちよつと伺ひたい。

○政府委員(佐藤朝生君) ただいま出欠の件と議事録の件、お尋ねございましたが、出欠の点は、ただいま、事務の者はさう申ししたかも知れませんが、出欠の点については売春対策審議会もとつておるものと存じております。議事録の点につきましては、委員

会によりましては速記等を国会の委員会と同じようにとっているところもございいますが、売春対策審議会におきましては、おそらく要領筆記で議事録を作っておるものと私は思っております。

○市川房枝君 そうすると、事務当局の方から私が伺ったのは、それは間違いないんですか。出席も会議録も委員会としてはとっているのだ、とるべきだということと了解してよろしゅうございいますか。

○政府委員(佐藤朝生君) 民間委員の出欠につきましては、これは日当の点等もございいますから厳重にとつておると思ひますが、官庁関係の委員につきましては、厳重にとつておるかどうか、これは私もよく存じませんけれども、大体出欠は明らかにしていると思ひます。

○市川房枝君 それではこの次にお願ひしましたら見せて下さいませ。私さつき申しましたように、官庁で次官が正式の委員になつても、差しつかえがあつて局長がおいでになる程度までならがまんできますけれども、課長ないしは課長補佐がおいでになつては、このじや、委員会に対する関心が薄いといひましょうか、また、売春対策審議会そのものの権威のために、やはりそれは尊重されるべきだと考えられますので、適当な機会に出席簿を見せていただきたいということをお願いを申し上げておきます。

それからこの間、二月十六日の朝日新聞に「政府も知らぬ『委員族』の実態」という記事が出たのですが、これは衆議院の議運の委員会の問題になつたことが出ておるのですが、これはだ

いふ一般の人達の関心を呼んだとみえまして、私、だいたいそんな人達から政府の委員というものはいいものですか、ということをお聞きするのですが、ほかの委員会は別として、私が自分で關係を持つておるの、売春対策審議会だけなのであります。この委員会の、もちろん議員は手当はないことは承知しておりますけれども、いわゆる委員に對する手当といひますか、どのくらいでございいますか。

○政府委員(佐藤朝生君) お尋ねの委員の手当でございしますが、売春対策審議会は、現在までは会長の方は一回お出になつて千二百円、委員の方は一回お出になつて千円というふうになつております。これは実はこういう諮問的な委員会、審議会等につきましては、大蔵省の予算の積算が大体会長は一回千円、委員は一回八百円となつております。その総額の範囲内で運用いたしまして、総理府におきましては審議室に二十有余の委員会がございしますから、その権衡を保つ必要がございします。大体会長につきましては月千二百円、委員につきましては月千円としております。決してこれは十分であると思ひません。御承知の通り一般職の給与法におきましては、こういう審議会、委員会の委員の手当につきましては、一回につきまして四千五百円という制限がございまして、その範囲内で人事院の承認を経た額といふふうになつております。二千五百円までは大体抱括承認というこ

とになつておると思ひます。その範囲内では各省がやつておると思ひます。われわれといひましたし、これは大蔵省の統一的な予算単価の問題もござい

が、その問題につきましても検討を加えますとともに、また予算の運用におきましても將來考へたいと思つております。

○市川房枝君 まあ一応の規定が、委員長が千二百円ですか、委員が千円というお話でございした。私、売春対策審議会の委員の方々は、まあ非常にこれはむづかしい問題といひますか、あるいは、ときにはいひゆる反対者からの暴力といひますか、身体に危険も感ずるような場合もあるわけなんですか。

この問題がそういう性格であるとすれば、もう少しこれをよくするにすべきではないかと、さつきお話をうけてございします。さつきお話をうけて、まだ総理府といひますか、政府の考へで上げられるのですか。四千五百円までですか。

○政府委員(佐藤朝生君) ただいまお話ししました通り、四千五百円の最高制限でございしますが、予算の積算は先ほど申し上げました通り委員長は千円、委員八百円になつておりますが、各省におきましてはいろいろ予算の中の運用によりまして、それよりもたくさん出してゐるところもございします。ただいま売春対策審議会の委員につきましてお話しがございした。われわれ審議室におきまして、先ほど申し上げました通り二十幾つかの委員会がございまして、どの委員会が重要であるか、どれが重要でないかという判断を下すのも非常にむづかしい問題でございしますが、売春対策審議会の重要性はよく存じておりますので、將來よく考へてみたいと思ひます。

○市川房枝君 まあ今の手当の問題は、結局、私どもが承知しております

売春対策審議会に對する予算で見当がつくわけなんです。予算は今度は少しふえたといひても四十七万五千円ですか、来年度ですね。本年度より七万円程度ふえてゐるのです。一体四十七万五千円の内訳はどうなつておりますか。その中に今の委員の手当も入つてゐることはわかりますけれども、ほかは何にお使いになつてゐますか。内訳だけ一つ。

○政府委員(佐藤朝生君) この前の法務委員会におきまして、予算のお話でございしました。われわれといひました。大蔵省当局といひます。折衝いたしまして、ただいまお話をうけて四十七万円に來年度予算がなつておる。今国会に提出してゐるわけではござい

ませんが、今度増額いたしましたのは、委員の方々が実地を調査される旅費でございします。先日この委員会におきましても、旅費の点につきましてもお話しがございした。私も予算折衝をするにいたしまして、私も旅費の点に重きを置いて折衝いたしました関係上、非常に少額で申しわけないのござい

ますが、七万円だけ増額したわけではござい

ます。委員の手当につきましては、先ほど私が申し上げました通り、大蔵省におきまして予算の統一単価みたいなものができておる。これを、これをちよつと増額することはなかなか大蔵省の主計局で全部の委員会につきまして検討いたしませんとできませんので、今回におきましては旅費の点だけ増額した次第でございします。

○市川房枝君 内閣総理府の事務当局としては、今お話をうけて二十幾つかの審議会があつて、どれが重要だといふこともないのだ、こういうお話は一

応御無理はないと思ひますが、その二十幾つかあります委員会が一々何だか、私どもよくわからないので、どれが重要でどれが重要でないか、その間のウエイトの問題は別にしまして、その担当して下さる方はやはり一人の事務官が幾つも御担当になつてゐますか、事務的に……。実はこの間何つて、電話かけたのですが、担当の方が旅行だ、あるいは病氣だといふことで、すともわからないのですが、そういう点いかがですか。

○政府委員(佐藤朝生君) 売春対策審議会は、私の方の総理府の審議室で総理府の審議室参事官が十数名と、その下に事務官がおります。それが、われわれの与えられた職務も非常にたくさんございします。委員会の数も先ほど申し上げましたように二十幾つかござい

ますので、一人の参事官が受け持つておられます。審議会があるいは二つか三つといふふうな実情でございします。またその下の事務官もあまりたくさんおりませんので、一人でやはり二つか三つ持つてゐるような実情であります。

○市川房枝君 これは副長官に申し上げても少し見当が違ふかもしれせんけれども、その売春対策審議会といふものを政府がどうお考えになつてゐるかという問題に關連すると思ひます。そうすればその予算ももう少しふやせるでしようし、あるいは内閣においてこれに相當のウエイトを置いていただけたらどうと思ひますが、これは前からそう私も考へてゐるのですけれども、どうもその審議会というものが、法的にあるからしうが、ないといふふうな考へ方がどうも

あるようであります。従つて、委員も官庁関係の委員の方なんかは、特に文部省をさつきからやり玉にあげましたけれども、必ずしも文部省ばかりではありません。ほかの官庁も私はそう言えると思うのですが、もっと売春対策審議会というものを重要に考えて、そうしてこれを十分に活用していただきたい、そうして売春対策というものをもう一ぺん再検討するというのが必要でないかと思いますが、ほんとうは、さつきから文部省の純潔教育でやれ八十二万円ですか、内閣のやれ四十七万何ぼ、二兆円近い国の予算の中で、わずか万の単位のこれくらゐのことをここで問題にしているというのは、実はほんしい話でございまして、売春問題のは、国全体とすれば非常に大きな問題のなつておるといふことは、これは政府自身でもっと考えなくてはならぬ問題だと思ひますか、ちやうど法務大臣がおいでになつておりますので、このの間も申し上げましたように売春問題の間係官庁は幾つもありますけれども、その中でも中心の官庁は、やはり法案を提案し、法の履行の一番主要なる部分を担当して下さつておる法務省だと思ふのですが、その法務大臣が、さつきは文部省に申し上げたのですが、今も内閣審議会にも申し上げておりますやうなことに於いて、あるいは特に売春対策審議会についての将来をどういうふうにお考えになつておりますか、この機会にちよつと御意見を伺いたたいと思ひます。

が出ましてから運営の実績を十分には承知しております。でもしたために、はなはだ申しわけありませんが、大体は、だんだんという方に向かっておるんだと思っておったのです。先日来御質問を受けまして、また担当の者に聞いてみまして、必ずしもそうではない、むしろこの際もつとつと政府が物心ともに力を尽くさなければいかぬのだということをつくづく感じました。先般の予算編成に際しまして、われわれの役所といたしましてもできるだけの要望はいたした次第でございますが、まだ係といたしまして十二分そこで満足だと、これならば大體理想的なことは何でもやれるというところまではどうもいっておらなかったように思いますので、今にして省みて非常に残念に思っております。せめて今後は取り得たこの予算の範囲内で全力をあげる、また恒久的な対策としても十分今後氣をつけて参りたい、かように考えておる次第であります。従いまして、他の関係の省庁とも十分連絡をとって力を尽くして参ろうと、かように考えます。

場のように受け取りました。しかしその点、少し日本のヒモの分析をいたして参りますと、いわゆる暴力団・グレンディ隊というものも実際あるのでございます。これは私どもよりもそちらの方々が御承知だと思っております。そういうヒモの処分に對して、この間の委員会の御答弁は非常に甘いし、それに対してあまりタッチしたくないというような受け取り方を私どもしたわけでございますが、この点について、もう少しはっきりとしたお立場を伺いたたいのでございます。それでいいのか、私どもはそれでいけないという立場でございいます。

○政府委員(竹内寿平君) 前回の委員会で、ヒモの処罰の規定を拡充強化するかどうかという点につきまして、御質問にお答えを申し上げたのでございますが、ヒモが、ある程度許されてもやむを得ないんだというような考え方は、私いたしておらぬのでございまして。ヒモを処罰するということは、国民の皆様の中でかりに売春防止法についてかなり批判的な方でありましても、その犠牲者である売春に陥った婦女から、売春でかせいたものを搾取するという者が許されていいはずがないわけでございます。このヒモに対しては峻厳な態度で処理をいたすべきものであると思います。そういう考えに立っているのでございますが、現行の売春防止法の中にもヒモの規定は若干あるわけでございますが、この不備を補いますために、国連の条約等におきまして、売春による搾取ということを厳しく取り締まるべきだということが世界各国に示されているわけでございます。わが国も御承知のよう

にその条約を批准しているわけでごさ
いまして、そういう観点から、ヒモに
対する不備な点を補って参りたいとい
うような考え方から研究に当たってお
りますことは、前から御説明申し上げ
てきている通りでございます。

それで、私どもの立場は、不備な点を発見いたしましたして、法の是正をお願いするというところに目的があるわけでございますが、その過程におきまして、皆様方のお話を伺っておりますと、これはいろいろ具体的な事例に接されての御発言と思いますが、私も婦人団体その他から、悪質なヒモが日本にあるんだということとは前々伺っておりますし、それから私どもの関係の検察庁の風紀関係の検事の集まりにおきましても、このヒモを罰すべきである、法的な不備を補うべきであるという意見もたびたび聞いております。しかし、それだけではたして立法という手段に訴えていかどうかということにつきましては、やはり慎重に検討すべきものでございます。これは一つの研究でございますけれども、その研究が決定的な意味を持つとは私も考えておりませんが、たまたま昨年の八月から十二月にかけてまして、ある種のヒモの実態の調査というようなものを試みたわけでございます。その資料はお手元に差し上げてあるはずでございますが、その結果を見ますと、一般に言われているよりも、日本の売春に陥っている婦女子とその同居者あるいは別居者であるいは寄生しているといえますか、そういう同居者の数、かなりかわらないことが、わいすかな事例の研究の結果でございます。

が、出ているということを申し上げたのでございまして、私の気持なり法務省当局といたしまして、この立法に熱意を失っているというようなつもりはさらにございません。

○赤松松子君　時間も相当過ぎておりますから、簡潔にちよつとお尋ねいたしたいのでございますが、そのヒモの処理につきまして、もちろん私どもも、かわいそうな亮春以前の生活諸問題と取組んで解決してあげなければならぬ場合もたくさんあることはよく存じております。だからといって、悪質なヒモが、今あなたのおっしゃるように、慎重に慎重にというふうに考えられていいのかどうか、はっきりそこを私は裁断すべきだと思ふのです。それで、今おっしゃいますように、全国を取り締まり当局も法の改正を要望していらつしやいます。私どもも昨年とことし、二班に分かれまして各地の実際調査に参りました節も、末端の取り締まり当局は、この法の改正を非常に要望していらつしやるのです。そういう空氣がありながら、今おっしゃるように、かわいそうなヒモの面ということで、まだはつきり裁断をするという御熱意がにぶいように思うのでございますが、もうそろそろ、今声が上がつておりますように、ヒモの問題の処理くらいは、今度の法の改正案として出していただく時期ではないかと思ふのでございますが、その点に対してどの程度までお考えが進んでいるのか、本国会にどういう態度でお臨みになるうとしているのか、当局のお考えはいかがでございましょうか。

て、悪質でない者に対してヒモの処罰規定が及んでいくことについて慎重を期しておるのでございます。その点誤解のございませんように御理解をお願いしたいと思います。

そこで、ヒモの処罰の規定の問題でございしますが、私どもも幾つかの案を作ってみております。その案によりまして、はたしてかわいそうな人たちにまでその条文によって取り締まりが及んでいくかどうかということで、あまりしぼってしまえば改正の意味が失われますし、非常に広いものにいたしますと、かわいそうなものの中へ入ってくるということで、その線を引くところが非常にむずかしいように私は考えるのでございますが、この問題につきましては、そういった技術的な立案作業というようものが現実の日程に上りかねておるのでございまして、これももっと大きな立場から考えるということでございますれば何でございますが、私ども事務局の立場といたしましては、ぜひ実現はしたい、したいが、その線を皆様の御納得のいくようないい線が見出し得るかどうかという点につきまして、先ほど申したような一つの調査をやってみただけでございますし、また各方面の実情も聞いてみたいと思っておるのでございしますが、何と申ししても売春の実態といたしましては、三十六年度予算におきまして、実は三十六年度予算におきまして、売春実態調査の關係の予算も、無理を言いましめてお願いをしていただこうというふうな形になっております。こういうことと相待ちまして、もう少し実態を明らかにしたいという考えでございます。もちろん、皆さんの

方からいろいろな話は伺っておりますし、今後とも何うのやぶさかじやございせんが、やはり法律ということになりますと、その一つの規定のため、悪質な者も悪質でない者もひとしく構成要件を満たすものは犯罪になるという關係になることは申すまでもございせんので、そういう意味で実は慎重を期しておる次第でございます。

○赤松常子君 悪質でないものも悪質なものも一緒に処罰されるということですが、技術的に非常に区別が困難だということをおっしゃいましたが、では技術的に解決すれば、本国会にそのヒモの問題ぐらゐは改正法としてお出しに出来ますか。

○政府委員〔竹内寿平君〕 法案を出すということになりますと、私の、局長の立場ではお答え申しかねるわけでございます。申すまでもなく、省としての正統な機關を経なければなりません。大臣の御決裁も得なければなりませんし、さらにまた法案を出すためのいろいろな手続がございしますので、今お答え申し上げておりますのは、全く私の刑事局の立場での意見でございます。

○赤松常子君 大臣も今の局長の御答弁をお聞きになったと存じますが、大臣の御決意いかがでございますでしょうか。技術的に解決すれば本国会に改正案をお出しなさるのでございませうか。

○國務大臣〔植木庚子郎君〕 御意見の存するところは十二分に拝聴いたしましたから、なおわれわれ部内におきましても十分検討を遂げてみたいと思ひますし、また部内での案がまとまりますれば、關係の向きと相談もいたしま

して、なるべく貴意に沿ひ得るようになつていきたいと思います。

○委員長〔松村秀雄君〕 御質疑もまだ残つておるようでありますから、午後二時に再開することとして、これをもって休憩いたします。

午後一時十一分休憩

午後二時三十一分開会

○委員長〔松村秀雄君〕 これより委員會を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御發言を願ひます。

○藤原道子君 私は、法務省と厚生省に關連することになるかも知れませんが、若干お伺ひしたいと思ひます。

まず法務省にお伺ひしたいのですが、せんだつての御答弁で、ヒモの問題でございしますが、ヒモの問題について局長は大へん苦慮しておいでになるように伺うのでございしますが、ここに

出していただきました資料、家族調べですか、これを拝見してわからない点をお伺ひしたいと思ふ。大へん詳しい資料でございしますが、麻薬との關係の有無というところに「不明」というのがたくさんあるのです。「なし」というのは全然麻薬に關係がない人とかわかるのですが、「不明」というのはどういふわけですか、「不明」というのが圧倒的に多い。

○政府委員〔竹内寿平君〕 これは売春に陥つた婦人からの調査でございまして、内縁の夫あるいは自分の夫と同居しておる者も別居しておる者もあるわけでございますけれども、自分の夫が麻薬の世話をしておるか、あるいは麻薬取引に關係しておつたかということ

は、なかなか奥さんになる立場でございしますので、任意調査の段階で聞くわけでございますから十分調査ができません。この点は特に麻薬を扱つておりませんという点になると犯罪になるわけでありまして、この点はあまり信用できない調査かと思ひます。そこで「なし」とはつきりいたしておるのはこれは「なし」と見るほかはないと思ひますが、「不明」といつているもので經驗のあるものもあるかも知れせん。そういうので、これはちよつとあまり御信用いただけないデータだと思ひます。

○藤原道子君 そういう場合には被疑者として調べておるわけですから、そういう場合に疑わしき場合には夫を呼び出して調べておることはやつていらつしやるのですか、それはできないのですか。

○政府委員〔竹内寿平君〕 これは犯罪と關係のない事項でございまして、これは呼び出していろいろお尋ねをすることはできるわけでございます。ただしかしながら、麻薬の場合には、所持、運搬すべて禁じております。従ひまして、麻薬の關係を聞き出すことは、これはなかなか容疑がないと取り調べるといふことはむずかしいと思ひます。

○藤原道子君 このくらい麻薬と売春と關係ありと世論になつているときに、そういう場合には呼び出すことができないかと思ったら、忙しくて費用もないと言われればそれきりですが、疑わしき夫の性行その他の調査などはやつていらつしやるのですか。

○政府委員〔竹内寿平君〕 これは今の売春防止法にある補導処分につきまして、御審議をいただきます際にいろいろ

ろと御質疑もあり御答弁申し上げたわけでございますが、売春婦は売春をしたというだけで補導処分を受けるのではなく、将来また繰り返して売春するであらうというおそれのあるそういう性格を持った、常習とは言いませんが、そういう傾向を多分に持つた婦女に対して補導処分によつて保護更生をはからう、こういう趣旨でございす。そこで、そういう問題の五条違反を犯したかどうかということは、きわめて簡単に現行犯のつかめるわけでありまして、そういう傾向を持つた人であるかどうかということ認定します材料としては、今の家庭の環境、置かれておる収入の状態などを、できるだけこまかく調べませんと、今のよう

な補導処分に判決を持つていくことは困難でございす。そこで檢察官としましては、補導処分を請求すべき案件だと見た場合には、裁判所をして安心して補導処分が行なえるような資料をそろえて提供しなければなりません。そういう關係から、背後關係といひますか、家庭環境、それから家族のつながら、陥つてきた動機、そういうようなものにつきまして詳しく調査をいたしまして、資料を提供するわけでございます。

○藤原道子君 局長はヒモの問題については、現行法でもある程度はやれ、結局ヒモというものが一番のガンといわれているときですから、夫とか、情婦とか、あるいは内縁の夫というふうなものがありつた場合に、それはこれをもつとも調査すること、は、やはり法に規定されていることの忠実な実行になるというわけにいきま

○政府委員(竹内寿平君) ただいまお話のように、調査することも私どもの職務だと思ひます。そういうわけでこの調査をしてみたわけでございまして、常時一々のケースについて検事が背後状況を一切がっさい詳しく調べるという事も、なかなか言うはやすく、行ないがたいところでございますので、ある一定の条件を示しまして、特に調査をさせましたのが、この資料でございます。もちろん今まで実際の問題になりました五五違反で、検事は補導処分相当だと言つたのにもかかわらず、一審の判決では罰金にしてしまつたというのについて、自分らの調べた資料を添えて検事控訴をして、やはり補導処分相当だということ、控訴審で争つて、その控訴審で検事の主張がいれられて補導処分になった例も幾つかございまして、そういうものを一々申し上げれば最限もございせんが、相当、検事としては従来の捜査で、ある程度証拠十分だと思つて、その証拠だけでなくて、犯罪事実に関する証拠だけでなくて、今のような点をかなり時間をかけて調査をして、適正な判決を得ようと努力したいと思ひます。

○藤原道子君 私は頭が悪くてよくわからないのですけれども、ヒモはいけないうえなんですね。つまりヒモ、明らかに夫でありながら、夫であり内縁の夫も夫ですが、これがかなり売春をさせているのです。それと同時にあなたにお伺いしたら、かわいそうなのもある、ヒモについてはもっと考えなければ決意がつかないと言つていらつしやる。そういう御答弁がある

以上は、相当詳しく調査していらつしやるのだらうと思う。だから私はそのうしたこの調査の過程において、麻薬というものが大きな犯罪なわけでございまして、そういうことをただ「不明」だけで済ましていたんじやわかないのじやないかしらという気がするものでございまして、それとよくお伺いするわけなんでございまして、

○政府委員(竹内寿平君) 今までの実例におきまして、麻薬と売春と暴力と、こう結びつた事件が、私も多くを知りませんが、藤原委員も御承知かと思ひますが、大阪にそういう事件がございまして、これはまあ徹底的に状況を調査いたしましたので、私も有力なデータにしておる事件でございまして、なお東京新宿にございまして、それが、まあその青線の管理売春をしておりまして、自分のうちにやはりかかえておられて、麻薬を扱つて、同時に子供にも麻薬を与えておるという事で、まあ麻薬によつてきづけておられます。これも事件になつております。まあこれはそういう特異な事例かもしれないが、そういう事例につきまして暴力と麻薬と売春とがからみ合つた事件として、私も注目しておるわけでございまして、そういう場合に、純粋にヒモという立場で見られる者があるわけですが、これはいづれもあるいは麻薬の事件として処罰される。あるいは管理売春の方で処罰される。あるいは周旋とかそういうようなことで処罰される。あるいは暴力を伴つておる者については暴力犯罪で処罰されるという事で、それそれ罪名はヒモという罪名ではないかもしれないが、それぞれ責任を負

わされておるわけでございまして。○藤原道子君 私は、お調べになつてひつかかるのは氷山の一角だと思つてです。彼らは巧妙ですから、だから私はどうしてもヒモの問題を、法改正をして、徹底的に調べられるようにしなければ効果は上がらないと思つて。あなたが何回も、この前もきょうもおつしやるのですけれども、家庭が貧しいからかわいそうだからまあこの問題は十分研究を要するといふやうなことを言つていらつしやるんですが、私はこの前も言つたけれども、家庭が貧しいれば厚生省の關係と連絡をとつて、そういうことをしなくてもできるようにできると思つてゐます。

そこで、私が伺いたいのですが、どうも厚生省は厚生省、法務省は法務省、文部省は文部省、労働省は労働省といふやうに、非常に個々ばらばらだからよくい効果が上がらないのじやないかと思つて。こうしてここに出席の場合に、まあバタヤで不明だとか、いろいろございまして、まあ病氣のこともあるでしようが、そういう場合に、厚生省と連絡をとつて、こういう事件があるが厚生省でどうしたらと、あるいは連絡会議の席上でそういうことを打ち合はして、その方針によつて扱つてゐるのかどうかという点をちよつと伺つていただきたい。

協議しつゝあるわけでございまして。たとえば婦人相談室でございまして、あそこが係員は厚生省のお役人ではないが、私の方としましてはそこへ飛び込んで来て更生を相談するという方は、なかなか理論としては考えられるわけでございますけれども、人としてのプライドもございまして、何となく罪で検査されたわけでもないのに、自分が売春婦でございまして、名乗ることを上げて、そこに相談をしに行くといふことも実際に運用してみると、少ないわけでございます。せつかくそういう施設を持っておりますので、窓口、それから収容施設も持っておりますわけでございますので、法務省關係の検察庁で五五違反として検査された婦人の中で検事も見て、これはちよつと手を加え相談相手になつてあげれば更生するであらうといふように思われるやうな者について、あるいは家庭の状況などを調べてみて、うちに帰る間に少し家庭の中の環境も調整する必要がある、その間どこかに置いてやらなければならぬといふやうなこちらの要求もあるわけでありまして、そのときに厚生省の方の収容施設がいろいろあるから、そういうのを収容してもらいたいといふので、そういう連絡のもとに私も検察庁に連絡して、活用するようにという通牒も出ておりますし、厚生省の方でも早く門戸を開いて、そういう婦人を収容して下さつておるわけでございます。そういうふうに、非常に緊密に連絡をとつております。

○藤原道子君 緊密に連絡をとつてやつておいでになるのでございますから、私はヒモの処罰を規定しても、別にかわいそうな人がひつかからないよ

うに厚生省と連絡をして、それで生活に困る者、病氣の者、これらに対してはあたたかい保護の手を伸ばして、再び売春を妻にさせなくてもやつていける、こういう方法で救えると思つて。だから、悪質のヒモですね、局長はいつもないやうにおつしやるけれども、けつこあると思つてゐます。いろいろな情報からして。だから、答弁さうまくすればいいのじやなく、ほんとうに、どうしたら売春をなくするかといふことを考えたいだければ……。婦人相談員であるとかその仕事に携わる人たちから、ヒモの問題についての訴えはいろいろあるわけでありまして。これらの人の訴えと局長の答弁とは、いつも非常な差があるわけなんです。ですから、外国だってヒモに対しては相当考へて、やむを得ないからこそ、それをやはり処罰するといふ方向へ漸次なつてゐると思つて。ですから、この際、やはり人情もいひですけれども、事次第によると思つて。法を犯してゐる者です、売春はやつてはならないと禁止されてゐるにもかかわらず、そういうふうな、妻を売春させて生きてゐるとかあるいは子供が病氣だから仕方がなく売春をしてゐるというやうなのは、私はこれはヒモといふのはちよつと違ふと思つて。これらは緊密なる厚生省との連絡によつて解決できる問題だと思つて。私たちが言うヒモとは、悪質なヒモ、ぶつて働かせてまたぶつてといふやうなのがずいぶんあるのです、こういうのをどうして下さるか。これに對して局長は、このままでそういうやうなものもやつていけると判断して、法改正にちよつとちよつといらつしやるの

に厚生省と連絡をして、それで生活に困る者、病氣の者、これらに対してはあたたかい保護の手を伸ばして、再び売春を妻にさせなくてもやつていける、こういう方法で救えると思つて。だから、悪質のヒモですね、局長はいつもないやうにおつしやるけれども、けつこあると思つてゐます。いろいろな情報からして。だから、答弁さうまくすればいいのじやなく、ほんとうに、どうしたら売春をなくするかといふことを考えたいだければ……。婦人相談員であるとかその仕事に携わる人たちから、ヒモの問題についての訴えはいろいろあるわけでありまして。これらの人の訴えと局長の答弁とは、いつも非常な差があるわけなんです。ですから、外国だってヒモに対しては相当考へて、やむを得ないからこそ、それをやはり処罰するといふ方向へ漸次なつてゐると思つて。ですから、この際、やはり人情もいひですけれども、事次第によると思つて。法を犯してゐる者です、売春はやつてはならないと禁止されてゐるにもかかわらず、そういうふうな、妻を売春させて生きてゐるとかあるいは子供が病氣だから仕方がなく売春をしてゐるというやうなのは、私はこれはヒモといふのはちよつと違ふと思つて。これらは緊密なる厚生省との連絡によつて解決できる問題だと思つて。私たちが言うヒモとは、悪質なヒモ、ぶつて働かせてまたぶつてといふやうなのがずいぶんあるのです、こういうのをどうして下さるか。これに對して局長は、このままでそういうやうなものもやつていけると判断して、法改正にちよつとちよつといらつしやるの

これに對して私は法制定のときから、これは六カ月では実効が上がらないといふことを強く主張してきたものなんです。そこで伺いたいのは、更生施設にしても補導所にしても、結局あの補導院ですか、にしても、精薄とそれから一般のと分けてほしいという意向が強いわけです。非常にまあ精薄が多いわけです。これらに對して局長はどうお考えになっておりますか。精神薄弱者とそれから普通の人を同じ所に置いて、それで補導が完全にできるとお考えになっていらっしゃるか。これは、精神薄弱者は六カ月たったって一生たつたて頭は回復できないわけですね。これらを六カ月たてばそのまま出してやるわけです。これがまた繰り返し繰り返しやっているのです。ですから、私もはどうしてもこれは別個のものにして、精神薄弱者に對してはコロー的なものが必要である。これがなければ売春問題の解決はできないくらいに考へておる。これに對して、また精薄者に對しての対策をどうお考えになっていらっしゃるか。六カ月でこれは補導できると思うか。それから、普通の精神を持っている人と一緒でいいとお考えになっていらっしゃるかどうか。この点を伺いたい。

○政府委員(大沢 一郎君) ただいまお示しのごさいました婦人補導院の收容者の大体半数がいわゆる精薄と目されるべき程度の者でございます。現に補導院におきましてもかようなものと一般との処遇につきましては非常に苦慮しておるわけでございます。といひましても、また別個にして悪い場合もございしますし、ある種の偏見なりあるいはひがみも多少あるというような点で、

居室その他につきましては、やはり分類して処遇いたしておるはずでございます。しかし、またその出院の際におきまして、大体は家庭に連絡をつけまして家庭に戻していただくわけでございます。特に行き先のない者につきましては婦人寮にお預けしまして、そちらに入寮させる。釈放時におきましてはさような措置をとっておるわけでございます。で、精薄の問題は、これはまあ法務省だけの問題じゃございません。広く厚生省と連絡してやっております。われわれといたしまして、少年院、刑務所等におきましても精薄者が相当おるわけでございます。これらのものにつきましては、できるだけ一カ所にまとめまして、その精薄者に対する適切な処遇を行なっておるわけでございます。かような精薄者に対して補導期間六カ月で十分と考えております。かとお申しまして、これを長くいたしまして、この補導院の補導だけで完全に更生できると考えられませんか。補導期間の問題とは別個にいたしまして、預かつている機関におきまして、それらに相当な授産なりそれに相応する処遇をいたしまして、釈放時において家庭なり厚生省所管の婦人寮にお預けして予後を引き継ぐという方法をとっておるわけでございます。

○藤原道子君 社会局は来ておるのですか。

○委員長(松村秀逸君) 翁課長が参っております。

○藤原道子君 その精薄は、半年ではこれは効果は上がらない。一般の通常の精神の持ち主ですね、これに対して六カ月であなただちでできると思っていますか。

○政府委員(大沢一郎君) 補導期間の問題につきましては、われわれもまだ全部の退院者が入りましてまだ二年半でございます。その予後が十分つかめてないわけでございます。現在のところ、昨年未だに補導院から卒業して参りました者の約三〇%が目下定職についておたり、あるいは家事使用人として働いている、またあるいは結婚いたしまして、普通の生活をしていくという数字が出ておるわけでございます。で、二、三%が再び補導院に入ってくる、ないしは拘留所、刑務所等に入ってきているわけでありまして、相当数、二八%の者が、その後の調査が不可能で所在不明の者でございます。かように、大体三分の一は正業につき、あるいは家庭に復帰して、再び売春の道に陥つてないわけでございますが、最近徐々に二度入った、三度入ってきたという者がふえてきているわけなんです。これらの状況でございます。補導院におきまして補導は六カ月ではたして十分であつたかどうかという点につきましては、われわれといたしましては、これで十分だと、あるいはまた延長すれば必ず効果が上がるというところも、まだ結論を得てない状況でございます。いましばらく、かような結果につきまして検討する時間を与えていただきたいと思います。かように存する次第でございます。ただ、この間から御視察願いました際に、性病の持ち主、淋疾につきましては大体六カ月の期間で全治して退院しておるわけでございますが、古い梅毒を持った者がおられます。これらの者は六カ月では治癒できない。まだほとんどの者がなおらずにそのまゝおる。これらの者が売春防止法のねら

いました国民保健に大きな害悪を流すものと思われまして、この点につきましては、各補導院が都道府県の医療機関に依頼いたしまして、特に東京補導院では無料で治療してもらい、あるいは連絡して家庭に帰しておるわけでございます。しかし補導院といたしまして、病気をなおすためだけに、この期間を延長するというのも、補導院の性格上いかかと思ひます。特にわれわれといたしましては、補導の効果がはたして六カ月で十分であるか、あるいはまた一年にすれば十分であるかというような点を今検討中でございます。で、この結論を得ますのに、何ぶんにもまだ五百名足らずの卒業生でございます。もうしばらく時間をかしていただきたいと思います。

○藤原道子君 私は目的が達成されないで、期限がきたら出でやるといふようなやり方は、予算の浪費だと思ひます。結局、普通のものでも半年で職業補導できるはずはない。精神から肉体からこれを改造しながら職業を補導していくのでございますから、六カ月で実効が上がるとはどうしても思ひません。方々の意見を聞きまして、その点につきましては、いましばらく時間をかしてほしいなというところでなしに、もっと真剣に私は検討して、やはりこの点の実効が上がるような対策を樹立してもらいたい。私たちはこれでは不完全だ。こういう考えをもつて法改正の必要がある。こういう結論に立てておるわけ、ぜひその点は御配慮願ひたい。お考えを願ひたい。

そこで厚生省にお伺ひしたい。今お聞き及びの通りの状態なんです。私

たちが更生施設なんかを視察に行きますと、精薄施設へ来たかと思うようにほとんど精薄者なんです。ちょっと頭の切れる子はコール・ガールになつたり、いろいろ転向して生きる道を知っているわけ。ところが精薄はそれができるわけですね、これがだまされておるか、何かヒモの好餌というんですか、えきになつていけるのが精薄者なんです。厚生省として今精薄者がどのくらいあつて、売春じゃありませんよ——全体として精薄者がどのくらい、精薄児がどのくらい、保護施設がどのくらい、コロニー的なものを用意されているかどうか、その点について一つ伺ひたい。

○説明員(久次郎君) 私生活課長でございますが、一般の精薄並びに精薄児童の数字はあと調べてまして御連絡申し上げます。そこで、私どもの方の関係で婦人保護施設に収容されております婦人の中で、いわゆる精神の弱い人、並びに知能指数の低い人の数字がございまして、それを中心にお答えいたします。三十四年度に調査いたしました、受け付けた婦人の中で、いわゆる普通、正常であるという人は、全体の四四%、それからやや劣る者、あるいは精神病、精神薄弱者とみなされる者が約三三%、調査不能の者が九%、この数字は、ちょっと不備というところはありますが、約九%、それが約九%、それから不明とございまして、これはちょっと不備と不明との集めた数字によつておりますので、これは四五%、不明と申しますのは、調査にあたりましてこれは確実に正常であるというのと、それから先ほど申し上げました約三三%との

中間と申しますか、はつきりところちらにも位置づけられないというのが約四五%。御指摘のように、いわゆる精神の弱い人がこの婦人保護施設にたまつて、吹きだまりになつてきているというところは事実でございます。それから知能指数の問題でございます。これはただいま申し上げましたのは、いわゆる精神的な面の欠陥のある人、そうでなくて知能指数のきわめて劣る者、これにつきましては調査いたしました。結果では約三〇%の人がIQと申しますか、知能指数の低い人が約三〇%、従つて先ほど申し上げました精神薄弱の人と知能指数の低いのがちょうど数字的に言つても合うわけでございます。収容いたします婦人の約三割程度がたまたま申し上げましたような精神的な欠陥があり、あるいは知能指数が低いという結果が出ておるわけでございます。

○藤原道子君 私はその数字を聞くと同時に、対策を聞きたいのです。私この前の御説明のときには九%というのはいまもう調べることができないくらいのごく白痴ですか、こういうふうなものだということを伺つておるのですが、それは別といたしまして、今問題になつていられるのは、精薄問題が解決できれば売春の七〇%くらいは解決できると、こう言われているのです。にもかかわらず厚生省は、長い間成人の情薄対策が要望されても、ほとんど見ておらず、ましてここに現れた売春婦の中の精薄、これに対してはどういうふうな措置を今後するつもりか、言ひのがれでないほんとうにしっかりと御答弁を伺ひたい。

○説明員(翁久次郎君) 一般の精薄対策につきましては、更生課の方で所管しておりますが、これは御承知の通りおとなの精薄施設を年々計画を立てまして、四十六府県に施設を作つて参るという事で、来年度につきましても予算的措置を若干受けておる次第でございます。婦人保護施設、いわゆる売春婦の精薄に対する今後の処置でございますが、先ほど法務省からお答えがございましたように、現在施設の中でできる所につきましても、いわゆる分類収容と申しますか、一般の、たとえば東京都を例にとつて申し上げますと、施設が六つありますが、その中で特に知能指数の低い者につきましても、これは婦人相談所の方で、いづみ寮でございますが、そこに大体精薄に近い人あるいは知能指数の非常に極端に劣る者がある程度集中して集めまして、そこに収容しているのでございます。それ以外の府県で、こういった施設による分類ができない所につきましても、施設の中で知能指数の低い、劣つた人たちは、部屋を別にいたしまして、そこで仕事を、いわゆる授産的なことがこういう人にはできませんので、たとえば荷札の穴通しを繰り返してやるというように、長期にわたつて収容せざるを得ないというような状態になつておるのでございます。そこで、理想といたしましては、全国的にそういう特段に精薄のあるいは知能指数の低い人たちのみを集める長期収容施設、そこで長い間かかつてもできるだけ保護更生ができるような施策を講ずることが最も望ましいというように私ども考えておるのでございますが、ただいま全国にございます六十六の婦人

保護施設の収容率は、三十五年度現在で約六〇%、それだけ定員に對しまして若干開きができておるのでございます。そこで、とりあえず現在のところでは保護施設の、東京や大阪のように若干数が多い所におきましては、先ほど申し上げました婦人相談所等が中心になりまして、施設による分類収容をやつて参る、そういうことのできない、県に一つしかないような所につきましては、できるだけ一般の婦人と別の所に収容、部屋を別にいたしまして、そこでそういった婦人にふさわしい生活指導をやして参るというようにいたしている状態でございます。将来は、こういった精薄対策の一環として充実をはかつていく必要があるというように、関係者として考えている次第でございます。

○藤原道子君 この問題は、問題になつてからかなり長いと思うのです。今ごろ「将来は」というような御答弁はできないはずだと思つておる。ほんとうにこれは売春問題のみならず、社会的不安の動機にもなつておるわけなんです。ですからこれは厚生省としては、あなたにこんなこと言つちやどうかと思つておるけれども、もつと力を入れて、気の毒な人たちは、かわいそうな人たちは、それこそ竹内さんの言われるようなかわいそうな階級、これに対する対策を真剣にやつてほしいというのを、厚生大臣に十分伝えて下さい。

それから社会に与えるいろいろな問題で、今一番緊急ではないかと思ふのは、麻薬の問題ではないかと思ふのです。この麻薬がどれだけ心身を出ばんでいるか、特にこのごろはヒロイン

というものが中毒の度が高いというように私は聞いておるのですが、最近の麻薬の実態ですか、これをちょっと伺わしてほしいのです。麻薬が、売春だけではない、一般に對して……

○政府委員(牛丸義留君) 麻薬事犯は、年々相当数の事犯は検挙しておるわけでございますが、最近の実績を申し上げますと、昭和三十三年から三十五年の三年の違反事件は、三十三人が千六百八十六件、検挙人員が二千六百六十二人、昭和三十四年の違反事件が千五百五十九件、検挙人員が千八百九十一人、昭和三十五年が千九百八十七件に對して、検挙人員が二千三百三十三人というふうに、違反事件並びに検挙人員も最近ある程度の増加を來たしておる、これは私どもの方の麻薬取締官が検挙する違反をあげた数字でございますので、警察の方でやつておられるもの、警察に關係するものは、また別のものがあると思つておる。

○藤原道子君 大体麻薬中毒患者は、推定してどのくらいというふうに考えておられるのですか。

○政府委員(牛丸義留君) 中毒患者の実態を究明することは非常に困難でございますが、麻薬取締官の取り締まり事犯に關連しまして発見した数字を、最近の過去三年の実績を申し上げますと、昭和三十三年が、発見者数は二千九百九十九名、三十四年が千八百五十六名、三十五年が千八百三十三名、大体千九百名前後の者が毎年中毒患者として発見されておるわけでございます。ついでにその中の女子の数字を申し上げますと、三十三年は二千九百九十九名うち女子の中毒患者が五百七十二名三

十四年は千八百五十六名のうち女子が五百二十九名、三十五年は千八百三十三名中、女子の中毒患者が四百七十五名、大体五百名前後が女子の中毒患者というふうな発見されておる。

○藤原道子君 これは非常に恐ろしいことだと思つておるのですが、中毒患者はこの発見数のおよそ推定するに四倍から五倍くらいいるというふうにいわれておりますが、あなたの方はどういうふうな把握していらつしやいますか。

○政府委員(牛丸義留君) これははっきりとした数字はわかりませんが、一説によると、むしろもっと多いのじゃないか。大体今二千人程度でございますので、その百倍でございますが、二十万くらいが中毒患者だということもいわれております。しかしこれは正確な数字はもちろん私どもも的確には把握できないのでございます。

○藤原道子君 私も二十万をこしては居るだろうといわれているのを調べては発見したわけでございますが、この麻薬の取り締まりは非常にむづかしいと思つております。これは検察庁の方でも、麻薬取締官の方でもいづれも御苦労していらつしやるといふことはよくわかる。けれどもこれは考えてみると内地ではできないものですね、九九%は輸入ものなんです。こういうふうな聞いておるのですが、だから持つてくる根源を断つて簡単でいいということはあるけれども、ここに非常なむづかしさがあると思つておるのですが、輸入の経路の一番主体をなしているものはどういうふうな考えておられるか、どの系統が一番輸入しているか。

○政府委員(牛丸義留君) これは一般的には海外からの輸入がほとんどでございます。不法所持によつて密入国者に携帯させたりあるいは出入する船舶の船員その他の者が、港の上陸のときに密輸入をする、搬入をするというふうなのが一番大口でございます。また一番悪質なもののいふに私どもも考えておるわけでございますが、入取経路、合法な入取でございますが、ね、そういうところから違反事件が発見された数字を見ますと、昭和三十四年には合法源からの入取経路は四百九十九件、三十五年は三百件、非合法源から入手されたものが、それに対しまして三十四年は千四百三十七、三十五年は千五百三十三名というふうに、圧倒的に非合法的に入手されたものが多いという結果が出ております。

○藤原道子君 聞くところによると、相当これは広範囲に毒流を流している。売春婦ももちろんその被害者になつておる、これがまた右翼テロの団体の資金源にもなつておる、こういうことも言われているのです。ですから、これは厚生省の麻薬取締官だけではどうこうできる問題じゃない。これは各省がやつておると思つておるのですが、これも何か、なわ張りといつちや悪いのですけれども、それぞれの連絡が非常に悪いというふうな聞いておるのですが、これはどういうふうになつておるのですか。

○政府委員(牛丸義留君) もちろん、ただいま御指摘の通りに厚生省の麻薬取締官だけでは、この毒流を防退することはできないのでございまして、警察当局との緊密な連絡によるわけでございます。私どもの方は、麻薬そのも

のをとにかく不法に入手されるものを絶滅するというのが任務でございます。警察は、麻薬に関連して犯罪が発生する、その犯罪を防退されるのが警察の任務でございます。これははっきりと両方の任務は判然としておるわけでございますが、同一の事例が両方に関連するということがございますので、私どもは常時警察の方と連絡をとりまして、最近その連絡について不詳事もあったようなわけでございますが、そういうことを機軸といたしまして、さらに今までの各それぞれの任務に徹して両方がよく情報の交換をする、これは警察だけではなくして、入国管理なりあるいは税関なり、いろいろの点で関連がございますので、情報収集なりその他の連絡を密にして事務執行をするようにやっておるようなわけで、将来その点については特に注意をしていきたいと思うわけであります。

○藤原道子君 長くなりますので、悪いから、最後に一つ法務大臣にお伺いしたい。

私は麻薬でも売春でもあるいはテロの問題でも、当局の出先の人はずいぶん苦労していると思うのです。ことに麻薬に対しては命がけでやっていたらっしゃるといふふうに聞いています。ところが、これは罪が非常に軽いように思うのです、そういうものがつかまつたときに、私もよく知らないのですけれども、聞くところによると、台湾あたりは死刑をもって臨んでいるというんです。それからまたアメリカでも十八才以下の未成年に麻薬を売りつけた者は、やはりこれもまた死刑だ、こういうふうに聞いている。ところが、日本の

場合にはほとんど罪が軽いように思う。私もこれを質問の最後にしたいからぶつ続けでやりますけれども、これは、阿片戦争でもござんになるように、国民の体を虫ばんでいくんです。殺人ですからね、こういうものに対しての罪が軽いように思うのです。明治三年ですか、太政官布告というのですか、あれでは主犯は斬首、首切りだったのです。従犯は流刑、こういうふうな処罰が規定されていたというふうに聞いています。ところが、私が調べたらそうなんです。ところが、今では世間を震憾させたような王漢勝というのですか、あの人も判決は八年です。その弟が六年で、罰金が五十万円。今の罰金の五十万円や百万円はへいちゃらです。三人お客さんを持っておれば、末端の売人というのでも五万円の収入がある。三人お客さんがあれば、売春婦でも何でも三人持つておれば五万円の収入がある。とさえていわれているときに、私は罪が軽過ぎると思う、国民の体を滅ぼすのですから。しかも密輸で、そうして毒薬をもってこういうことをする人に対しての罪が軽いように思う。これに対して、大臣はどうお考えになりますか。今最高十年という規定ですね。

○国務大臣(植木庚子郎君) 麻薬犯罪につきましては、量刑の問題が現在の法律では軽過ぎはしないかという御意見のようでございますが、私まだ各犯罪間の量刑の問題について十分な研究をしておりませんので、即答はいたしかねますけれども、お話のように、この犯罪が国民の心身を虫ばむ非常におそろべき問題でございますから、十分にこれは氣をつけていかなければなら

ぬ。もし現行のものが、研究の結果あまりにも軽過ぎるから、それがだんだんとこうした犯罪のふえる原因になっているものとして、必ずしも刑罰だけで臨むのはいいかどうかは問題でございますし、十分研究の余地があるものと考えます。現在の法に定められてありますところの刑の重さが軽過ぎるかどうかという点については、政府委員の方が専門でございますから、政府委員の意見を申し上げます。

○藤原道子君 その前に、私は、ほかの犯罪でしたらね、刑が重いから、いろいろの情状酌量ということもある。しかし、この麻薬に関しては、一片の情状酌量の余地はないと思う。中国だつて前にあつた阿片戦争等の刺激があつたために、それを承知しているから、今台湾あたりで死刑をもって臨む。この麻薬の及ぼす影響がいかに大きいことか。私はきのう本を讀んで、實際はふるえ上がるほどびっくりした、こういう点を十分に御研究になりますれば、情状酌量の余地は絶対にございせん。売春の問題の解決もあるいは暴力団、こういうものの解決にも大きな役割を果たしている。こういう点からも嚴重にお考えになっていただきたい。私、きょうは質問はこの程度にいたしまして、麻薬のもっと詳しいデーターをはしりたいと思つて、それからそちらの方から麻薬取り締まり、検挙、こういうものに対しての資料をこの次にはいただきたいと思つておす。

○赤松常子君 ただいまの資料の御提出のときですね、今厚生当局から人数等の御報告がございましたけれども、

法務省関係の観点からこういう麻薬事犯の関係者などの人数及びそれに一体どのくらい金がつぎ込まれているのか、どのくらい金が取引されているか、ちよつとくわさにも聞いておられますけれども、莫大な金がつぎ込まれ、消費されているということなんでもございまして、そういう角度から資料をお願いしたいと思つております。

○政府委員(竹内寿平君) ただいま赤松委員から資料の提出を求められたわけでございますが、事件に関連してどのくらい金の実際に動いたかという点は、私どもの方へ報告の参つております。私どもは、ちよつと出しにくいかなと思つて、その他の点につきましても、資料として提出することができると思つております。

○赤松常子君 お願いいたします。厚生当局の方も特にどのくらい金が動いているか。

○藤原道子君 麻薬官が何人いるかですね。

○市川房枝君 私は午前中に引き続き、厚生、検察、法務に実は売春関係の問題で伺いたいと思つておりました、ちよつと私四時から差しつかえしますので、それまでの時間、厚生当局に御質問申し上げたいと思つております。

厚生省は局長がおいでになりませんですね。——厚生省関係の売春の予算は、来年度二千万円ばかりふえてはいるのですが、もっともそのふえてはいるのは人件費であつて、事業費の方はむしろ減つてはいる、こういう実情なんです、予算の編成の際、いつも私どもは厚生省予算をもっとふやすようにと

いうことを大蔵省に要請しているわけなんです、ところが、その厚生省がその予算少し余るのです、いつも三十四年度はどれくらい余りましたか。またことは、まだ少しありますけれども、大体どのくらい余りそうか。どういふ理由で予算が余るのか、それをちよつと伺いたい。

○説明員(久次郎君) 三十四年度に決算をいたしました、まだ決算途中でございますので、正確な額は出ておりませんが、やはり千万円近いのではないかなと思つて、それから三十五年度におきましては、まだ交付をしておる最中でございますが、これは大体もつと余り分が少なくなるはずでございます。正確な数字については後ほどまた申し上げたいと思つて、余りまず一番大きな理由は、婦人更生資金の貸付補助金、それが一番多うございまして、その次が施設に収容する人の数が予算よりも少ない場合にその分が余る。さらに被服の支給費がございしますが、これが施設に入る婦人の数が少なくなるに伴ひまして、その分が余つてくるということでございます。

○市川房枝君 予算が余る理由は今お答えでわかりましたし、まあ私も前からその点を氣はついておるのです、この余る現象は三十四年度だけでなく、もつと前から、更生関係の法律が実施されてからちよつとまあ四年にわたります。毎年ほんとうは施設は定員に満たないで、そしてまあそれだけ余る。それでだんだん予算を減らされてくる。それでもまだ余る、こういう点を私どもも心配をしてきておるのです、厚生省はそういう事実に対して、今のやり方でそれでいいのか。何

らか更生保護の仕方を再検討するといふようなことはお考えになつていないのですか。

○説明員(翁久次郎君) 余ることにつきましては、事實は申し上げた通りでございますが、その理由を検討いたしました。現在、法律を施行しているわれわれ並びに末端において、必ずしも真剣にこれが対策を考える余地がないかと申しますと、やはり率直に申し上げまして再検討すべきではないかというように考えます。施設の収容率が見ると申しまして、実際に施設を見て参りますと、定員自体にも問題があるのじゃないかと思ひます。六畳の部屋に二人とか三人、もしそれを定員というならば、定員の考え方がまあ間違ひがあるのじゃないか。それから婦人更生資金にいたしましても、もっとPRをすべきであつて、ほかに世帯更生資金とか、母子福祉資金とかいうようなものがあつて、その方でもかなわれないという面もございすけれども、やはりこの婦人更生のためにある資金の活用ということについては、もっと府県当局なり市町村当局がこれがあるものをPRし、また借り受けられやすいようにすべきではないか。この点は昨年来、この資金が借りにくいという声を婦人相談員その他関係の方からも伺つております。こういった手續についても再検討をすべきであつて、この点については局長からも指示を受けております。そういうような点で、予算を取つたものを適切に使う、十分使うべきであつて、しかし油断できる話ではございませんので、十分個々について検討し、さらに必要なものについては構想を新たにしまして、大いに増額

すべきものは増額していくべきである、かように考えておる次第でございます。

○市川房枝君 まあ地方の施設に私ども行つてみて、たとえば新しくてなかなかりつぱで、それから職員は何人もいて、それで収容者はどうかといへば二人か三人くらいというふうな、それでちゃんとお客を待つてゐるような情勢の所を見受けるのですが、そういう施設のあり方といふことが、今お話のあつたように、定員にも問題があると思ふのですが、あるいは地域によつても違ふのであつて、まあこれは最初の私は計画が十分でなかつた、見込み違ひだつたといふことは——それもほんとはあつてはならないといふことが、ない方がいふてあります。一応そういうことは認めるとしても、そうすればそれをどうしたらいいか、今後の問題として私はよく検討して、そしてそれを直していくようにすべきである。その点、私もどうも厚生省当局が何だか今まできまつてゐる通りをずっとやつていく、継承しておいでになつてゐるような気がして、少しその点については不満の点があるのでございすが、もつとも実は一年に二億四千万、来年度二億四千三百万円になるのですが、それだけの予算を使うのに、厚生省生活課の実際に売春のことを担当しておいでになる方といふのがたつた一人なんですね。一人ではもうなかなか回らない、考える余地もない、こういうふうなこともちよつと聞くのですけれども、生活課においての売春関係のお扱いになつてゐる事務官といふことが、陣容はどういふのですか。

○説明員(翁久次郎君) まことに率直な御質問でございますが、生活課としては婦人保護の関係者が、担当者が少ないといふことで、先日一人職員を入れました。これを婦人保護に専念させることにいたしました。現在課長補佐一人、それから係が二人ということになつております。なおこのほかに売春対策推進委員会というのがあるが、それを世話する女子の職員が一人といふのが、ただいまの事情でございます。

○市川房枝君 まあ三人、四人おいでになる、私が聞いていたよりは人数がちよつと多いのですが、しかし、その職員の方が、私どもお目にかかりにいつたところによると、じきおかわりになつてゐるようでして、この問題なかなかむずかしい問題でして、やはり専門にだんだん御研究になり、だんだんいろいろ経験をお積みになつていつたにだつて初めて適切な施策ができるのじゃないかと思ふのですが、これは生活課にはどうですか、社会局に何か売春の方だけ専門に担当して下さるような参事官といふことが、そういう方は置けないのですか、よく私もわかりませんが……

○説明員(翁久次郎君) ただいまの御質問の趣旨は、いわゆる専門職の職員を置いたかどうかという御質問の趣旨だと思ひます。御指摘のようにも事實でございますが、先ほど申し上げましたように、この婦人保護の主任者といふものをほつきりとことしから定めまして、事務的には、ただいま申し上げた職員でやつていけるものと考へております。ただ、それに必要な

わゆる専門職的な職員を設置することにつきましては、職員設置のいろいろの制約もございすが、一方では幸ひこの法律施行以来この問題にきつめて熱心な菅原先生初め推進委員の方々があられて、常時御相談申し上げる機会もございすので、私のただいまの考へではこの推進委員の方々と十分御連絡申し上げて、現在の体制で仕事を進めて参りたいといふふうに考へております。

○市川房枝君 先ほどから売春対策推進委員の方々のお話が出ておりますが、今も五人おいでになりますね。ところが推進委員の方々の一年の予算がたつた二十三万円ですね。それだけで今おつしやつたようないふことを推進委員の方々に協力を願うことができませんか。どの程度御協力願つておいでになりますか。

○説明員(翁久次郎君) これは毎回御指摘を受けることでもございすが、この推進委員の設置費は主としてお集まりいただきまします酒代が入つておるようでございますが、これ以外に私の方では別途の経費で見えております。それからたとえばプロック等で大会等がございまして、推進委員の方に御出席願ふという場合も他の片費で見るといふふうなことをして、確かに額としては少のうございすが、できるだけ生活課全体で仕事の推進をはかつていきたいといふことで考へております。ただいまのところは月に一回ないし二回程度お集まりいただき、いろいろ御相談をしていただく、さらにごく近い機会に、最近変わりつつある売

春の実態といふようなことについて、都内数カ所を御視察願うといふようなことを計画しておりますので、現在のところは、こういったような状況で推進委員の方にお力添えいただけるのじゃないかといふふうに考へております。

○市川房枝君 来年度の三十六年度の予算で売春防止啓蒙活動費といふものを百七十五万円要求なさいましたね。これ全部だめだつたように思ふのですが、この予算はどういう点にお使ひになるものでしょうか。

○説明員(翁久次郎君) 予算要求のときのお話になるのでございすが、これはちよつとこの五月法律が公布になりましたら満五周年になるということ、私どもの考へとして売春対策審議会の委員の方々に先ほど申し上げました推進委員の方々に、全国の主要個所においてをいただいて、そこで民間と一致の上で講演会その他懇談会等をお開き願う、その他、われわれの方でそれに必要な準備に要する経費として要求したのでございす。

○市川房枝君 売春対策の売春防止の啓蒙費といふのは、労働省の婦人少年局に予算が幾らか載つてゐるわけなんです。婦人少年局ではその予算は承認されたわけ、来年度だけでもなく今までもずっと継続してお取りになつてゐるんですね。まあその婦人少年局の啓蒙とそれから厚生省生活課の方の啓蒙と、これはどう違ふのか。あるいは別々におやりになるつもりだつたのか。今度は厚生省ですがね、この二つの省にまたがって同じことをする。必ずしもその問題ばかりではない、いろいろ重複といふことが、いろ

と、危険手当は危険手当として支給するのではなく、危険手当という要素を加味した手当ということは考えられる、かように申し上げられると思ひます。

○市川房枝君 その支出が地方の自治体だとすれば、厚生省としては発言権といひますか、決定権はないのかもしれませんが、今のようなお話を、それを含めて待遇をよくするといふことで一応御努力を願ひたいと思ひます。それから婦人相談員の人数が、去年全国婦人相談員連絡協議会で、去年、というのをやりなつて、たまたま私もちょっとその会合に出席したのですが、規約とか予算とかを案はその会合で押見して驚いたことは、まあメンバーが四百人くらいですか、おありになるのですけれども、一年の予算を拝見したら、たった四万円ですね。四万円で一体何が出来るか、郵便代さ私はないと思ふ。こういう組織は、やはり厚生省当局としては、これを助成し、そして協力を求めていくといふことであつていいはずなんで、厚生省から補助金なんというものは出せないのですか。

○説明員(翁久次郎君) 補助金を出せないといふことはないと思ひます。それから、これは昨年の十月にたしか発足されたと思ひますが、こういった任意団体の助成の仕方等につきましては、それぞれ関係各省いろいろ区々でありまして、補助金によって助成するといふところもあるかと思ひますが、ただ予算的には零細補助という問題もかみまして、きわめて困難であると思ひます。むしろ、現在の任意団体として、十分大きくなつていくことを申

し上げたからおかしいのですが、発展されて、それが一つの婦人問題について大きな発言力になるということ、関係者として大いにお力添えしたい。かように考えております。

○市川房枝君 大きくなつて、発言力を強くするのは、やはり四万円の予算ではできないので、それはまあ年度、厚生省生活課として補助するような予算がないのかもしれませんが、それは一つお考え下つて、そうして強力になるように、一つお手伝いをしてもらつていいはずだと、こういうふうな考えのわけでございます。

厚生関係のことで、なお私いろいろ伺いたいことがあります、ちょうど私の約束の時間が四時なので、……、まあいろいろ伺いたいのですが、次の機会まで保留いたしまして、きょうはこれで私の質問を終わりたいと思ひます。

○赤松常子君 私もちょっと時間に制約がありますけれども、一、二生活課長にお尋ねして、終わりたいと思ひます。

先ほど伺いますと、一千万円前後の金、また国庫に返済されるということ、私、ほんとうにもつたないと思ふのですが、更正資金などは、今府県は二割でございましたか、国が八割でございましたか、そういう関係から、府県の財政が赤字の場合、せっかく国で予算を取つても、府県でそれを補充しないもので、これを利用できない。こういう例もあるのじゃないかと思ふのでございますが、そういうことはどうなつておるのでございませう。

○説明員(翁久次郎君) その点は別に

大した大きな要素ではないと思ひます。むしろこれを借り受ける側の方々に對する広報活動が十分であつたり、あるいは借り受ける側の人々が借り受けられやすいような——その手続に欠陥があるといふふうなわれわれは考へております。従つて、もつとこれが借りやすいような形に検討すべきではないかと思ひます。

○赤松常子君 私、逆のように聞いておりました、もし生活課長がおつしやるようであれば、非常な私に當局の怠慢だと思つたのでございまして、せっかく道が開かれて、金があるのに、それをまた国庫へ返すなといふことは、ほんとうに私もつたないと思ひます。それが事実であるとするならば、もつとその点、どうぞ検討していただきたいと思つておりますし、それからもう一つお尋ねしたい点は、よく地方に参りまして、いつも私、感じたことですが、今、課長も言われましたように、その施設が六〇％しか利用されておらず、それを人がいないから、これでいいのだというふうな見方をなされやすく、収容すべき人がたくさんいるにもかかわらず六〇％しか利用されていないという、こういう社会の実態と施設の運営とが、非常に矛盾があると思ふのですが、これを有機的に結びつけるには、婦人相談員の権限の問題あるいは今申します広報活動に、もつと熱を入れるということ、それが非常に足りないのではないかと、それが、もうやがて法を實施して五周年を迎えようという今日、毎年、六〇％です。五〇％ですと言つて放置されている。こういう点について御検討なさつてきたことがございませうか、いかがでございませう。

○説明員(翁久次郎君) この問題は、婦人保護施設の集まりあるいは各県の相談所長のブロッコ会議等で常に問題になつていてございします。御承知のようにこの婦人保護行政が、かつての赤線、青線を廃止したときの状況と、それから一応それが姿としての形勢の現状において、出発当初とは、行き方を当然変えるべきではないかといふことと、それから施設がございします。府県の実情がございします。十分検討をして、改めるべき点ないしは足りない点は、充実にすべきであるといふことで、特に今年、これが再検討については、十分努力をしたい、とかように考えております。

○赤松常子君 ほんとうに売春の実態というものが、年々変化しているのをごさいますから、それを十分把握なさいます。それから、施設の施設があるのですから、組織もあるのですから、十分これが活用されるように、ぜひ本腰を入れていただきたいと思つております。

それから地方に参りますと、婦人相談員の方々が、実によく努力されていらつしやいます。ところが果々によりまして、必ずしも統一されておらないのです。統一といふことに悪い意味じゃないのです。筋が入つていない。それは地区々々における特殊事情で婦人相談員は御活躍されるというその弾力性はあつていいと思ひますけれども、本筋がしつかり通つていないという感じを、私よく受けるのでありますが、厚

生当局といひまして、婦人相談員のお仕事の要領といひますか、幅といひますか、筋といひますか、幅といひますか、一応御指導なさつていらつしやるのでございませうか。そのまゝになつていてございませうか。

○説明員(翁久次郎君) 御指摘の点につきましては、本年の一つ目標といひまして、婦人相談員の活動要領といふようなものを、至急草案でも作りまして、なお相談員の方々と御相談した上で、これは一つの基本の筋として、活動の中心にして参りたい、かように考えております。

○赤松常子君 ぜひそれを早くしていただきたいといふことを、私痛感いたしましたのでございします。それをお願いいたしておきます。

それから労働省の高橋課長さんにお願ひをいたしておきますが、こゝしはちょうど五周年の施行記念を迎えるわけでございます。ぜひこのチャンスに、この売春防止法の重要性及び今たびたび申されておりますこの社会の風潮に對抗して、抵抗して、売春防止法の前進をはからなければならぬといふことも、ぜひ婦人週間の間に、十分お考え下されまして、社会各般にPRしていただきたい、こういうことを御要望申し上げます。

○説明員(高橋展子君) ただいま赤松委員の仰せられました売春防止法施行五周年のことでございますが、このことにつきましては、私も、その重要性といふことを深く考えておりますので、各省と御協力の上、あるいはまた民間の諸団体とも御協力の上、来たるべき五月には、記念の行事あるいは広

く啓蒙活動等を展開して御期待に沿いたいと思っております。

それからまた婦人週間のことをたゞいま御指摘いただきましたので、この機会に、御参考までに申しておきますと、今回の婦人週間には、私ども労働省が主唱機関といたしまして、目標を毎年打ち出しているわけでございまして、ことしの婦人週間の目標といたしましては、次の世代の成長に婦人が貢献する、このような趣旨を出しているわけでございまして、婦人週間はもとより婦人の地位向上のための週間でございまして、直接に青少年児童の問題を取り上げる週間ではないわけでございしますが、私どもといたしましては、このような目標を打ち出すことによりまして、現下の非常に大きな問題となっておりまして青少年や子供たちの問題に対して、婦人が賢い努力をするこ

のと考えております。

○高田なほ子君 時間もありませんが、しかしこれは委員長にお願いしておくことですが、売春対策は法務省それから厚生省、労働省、総理府、文部省、警察庁というふうな大へん多岐にわたる行政面を含んでおります。従って、きょう質問は一応進んでいるわけでありまして、まだ私どもの党では、二人はほとんど質問の時間がありませんでしたので、今後またこういう機会を作っていただいて、一そうこの問題を一生懸命やらないと、先ほどの質問でもわかるように、どうも政府側はへつり腰で、問題にならないというふうな印象を受けます。せめて当委員会でも、よほどこれは委員長を中心に、一生懸命やっていかないと、先細りになって、とんだことにならないとも限りませんので、この際、基本問題はきょうだけではなく、引き続いてやはり機会あるごとにお互いに究明し、知恵を出し合つてというふうな持っていていかしていただきたいと思

のは大へん少ないので、あとは前科の問題については九〇〇くらいはほとんど不明ですね。これではちよつと暴力とそれからヒモとの関係というものについて私研究することができません。前の何かの資料によりまして、内縁関係といわれる夫の中で、大体二七〇くらいが暴力団に加盟しているような数字が出ております。最近ではもつとこの数字が上がつているのじゃないかという見通しを持っておりますが、できましたら急がなくてもよろしいですか。暴力団とそれから内縁の夫というものがあるいは同居している者というふうなもの、もう少し具体的にわかる数字が取れば、ぜひこれは見せていただきたいところなんです。これはできますか、どうですか。

○説明員(町田亮君) 御指摘の暴力団とヒモとの関係、おそらく法務省の刑事局のお出しになった資料だと思いますが、私どもの方では、昨年の五月、一カ月間に売春防止法の被疑者ないし被害者として警察で取り扱いました婦女子について、一体どのくらいヒモがついているか、あるいはヒモがどういう職業であるか、そういうものを一応調べたものがございまして。しかし常時そういうものは調べておりませんので、最近のごく新しい資料ということでございまして、御要望に沿いました調査をいたしましてお出しをする、こういうことになろうかと思っております。若干の時日をおかしたきたいと思います。

○高田なほ子君 じゃ厚生省の方にこういうことができるかどうか。資料の要求ですけれども、婦人の更生指導という面では、いろいろの婦人を更生保

護施設に入れておいて、今後の更生のために大へん努力を皆さんされておるのですが、大方の意見では、収容者の基準、そういうものを一応つけたらいいのじゃないか、みそもくそも一緒にして職業指導をして更生させるなんというのを、六カ月の間にそんな、で

せていただく余地があるのじゃないだろうか、将来の行き方として分類収容の上でどういう生活指導をすべきであるかというふうな点につきましては、やはりこれも直ちに無理かと思ひますが、何かの御参考になるような資料はお出しできるのじゃないか、かように考えております。

○高田なほ子君 すると、何か私の求めるような資料があるわけですね、ございせんですか。

○説明員(須久次郎君) 今すぐということとはちよつと無理かと思ひますが、時間をおかしたただけでしたら御要望の資料をお出しできると思ひます。

○高田なほ子君 これは、私思ひつきで言っているのじゃないので、実はこの間この法務委員会では九州をずっとこの問題で視察をしてきたのです。そのときに第一線で見聞に取り組んでいられる人から大へん強い要望が出た。しかもこの要望というのは一致した要望でした。ですから今始めたことなので、相当やはり厚生省あたりでそういう要望というものはつかんでおられるような気がしておるわけなんです。法務委員会とそれから厚生委員会とセク

ションが違ふのだから、なかなかうまく連絡してお尋ねする機会も実はなかったのですよ、この前の報告のときにもこれは大切だから、一度は伺つておこうとは思つておつたところでしたので、もし皆さん方でも研究しておられる資料というものがあればほしいのです。具体的に言えば、収容者の中の知能指数が何パーセントの者が大体どのくらいか、知能指数のこれだけの者が何パーセント、これだけの者が何パーセント、職業指導して更生させる

のに最も適確な大体の線はどこらぐら
いか、こういう数字的なものを私は知
りたいと思っております。ですから、
そういうものがあればほしいと、こう
いうのです。

○説明員(翁久次郎君) その資料でし
たらだいま私もございいますか
ら……。

○委員長(松村秀通君) それでは、ほ
かに御発言ございせんか。——ほか
に御発言もなければ、本件に関する本
日の調査はこの程度にとどめたいと存
じます。

以上をもって本日の議事は終了いた
しました。
次回は公報をもってお知らせいたし
ます。
本日はこれをもって散会いたしま
す。

午後四時二十一分散会

二月十七日本委員会に左の案件を付託
された。

一、右翼ファッショ団体解散に関す
る請願(第四五二号)(第四五三号)
一、鹿児島地方・家庭裁判所川内支
部の甲号昇格に関する請願(第四
七七号)

第四五二号 昭和三十六年二月四日
受理
右翼ファッショ団体解散に関する請願
(九通)
請願者 東京都中野区大和町二
五二 内藤寿美子外八
名
紹介議員 野坂 参三君
昭和三十六年二月一日、大日本愛国党
員によるテロ行為が再び行なわれたが、

昨秋の浅沼暗殺に続く今度の行為は、
日本の民主主義の将来にとつて、右翼
の動きがきわめて危険なものとなつて
きていることを示している。また、島
根県警事件や石井維新行動隊長の公判
廷での発言から、これらの動きが警察
と無関係どころか、むしろ警察―自民
党の公然たる支持のもとに行なわれ
てきたことを知つたから、国会がこの右
翼と警察との関係を徹底的に暴露し、
警察の責任を追求するとともに、この
ような右翼ファッショ団体解散のため
の適切な措置を講ぜられたいとの請
願。

第四五三号 昭和三十六年二月四日
受理

右翼ファッショ団体解散に関する請願
(十一通)

請願者 東京都文京区本郷六丁
目 高橋恒夫外十名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じ
である。

第四七七号 昭和三十六年二月七日
受理

鹿児島地方・家庭裁判所川内支部の甲
号昇格に関する請願
請願者 鹿児島県出水郡野田村
下名七、〇二七出水郡
町村会内 角市左衛門
外七名

紹介議員 西郷吉之助君
鹿児島地方・家庭裁判所川内支部乙号
の甲号復活昇格については、しばしば
請願陳情を繰り返して、国会においては
すでに採択されており、関係当局にお
いてもその必要性を十分了承されてい

ると思うが、今日までその実現をみて
いないことはまことに遺憾である。川
内市は、経済的、社会的なあらゆる条
件において北薩五市十六町村の中心に
あり、川内支部の事件数、庁舎その他
諸条件から推しても他の甲号支部に比
して決してそん色ないものと確信す
る。しかも大正八年以降昭和二十二年
まで同支部において予審事務を取り扱
い、事実上甲号支部としての資格を有
していたものであるが、乙号に格下げ
されてから関係住民は遠く鹿児島市へ
の向日数の増加を余儀なくされ、多
大の不利不便を受けているため、関係
市町村会合のたびにこの問題の解決促
進方を協議している次第であるから、
昭和三十六年度中にはぜひとも甲号に
昇格せられたいとの請願。

二月二十日本委員会に左の案件を付託
された。

一、軌条上の車両の運転等に関する
業務上の過失刑事事件の審判の特
例に関する法律案(小酒井義男君
外八名発議)

軌条上の車両の運転等に関する業
務上の過失刑事事件の審判の特例
に関する法律案
軌条上の車両の運転等に関する
業務上の過失刑事事件の審判の
特例に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、軌条上の車両
の運転等に関する業務上の過失刑
事事件の第一審裁判所(以下「裁
判所」という。)における審理に学
識経験を有する専門委員を立ち会
わせ、事故発生の原因に関する技

術的事項について意見を述べさせ
ることとし、もつて裁判の適正に
資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「軌条上の車両
の運転等に関する業務」とは、軌
条上の機関車、電動車若しくは気
動車又はこれらの車両と連結した
車両(以下この条において「列
車」という。)の運転、線路又は車
両の保全、運転保安装置の保全又
は取扱ひその他列車の運転に直接
関係のある業務をいう。

2 この法律で「軌条上の車両の運
転等に関する業務上の過失刑事事
件」とは、軌条上の車両の運転等
に関する業務に従事する者につい
ての刑法(明治四十一年法律第四
十五号)第二百九条第二項の罪
にあたる事件又は同法第二百十一
条前段の罪にあたる事件(訴因が
列車又は車両の交通に係るものに
限る。)をいう。

(専門委員)

第三条 専門委員は、裁判所におけ
る軌条上の車両の運転等に関する
業務上の過失刑事事件の審理に立
ち会い、事故発生の原因に関する
技術的事項について意見を述べる
ものとする。

(立会い)

第四条 裁判所は、軌条上の車両の
運転等に関する業務上の過失刑事
事件については、刑事訴訟法(昭
和二十三年法律第三十一号)第
二百九十一条の二に規定する決定
があつた事件を除いて、その公判
期日における審理に専門委員を立
ち会わせなければならない。ただ

し、当該事件について最初の証拠
調の決定があるまでの間は、この
限りでない。

2 裁判所は、当該事件の審理に際
し、被告人が公訴事実を認める旨
の陳述をした場合又は被告人が専
門委員の立会いを辞退した場合に
おいて、事故発生の原因に関する
技術的事項について意見を必要と
しないと認めるときは、前項の規
定にかかわらず、決定をもつて専
門委員を立ち会わせないこととす
ることができる。

3 裁判所は、専門委員を立ち会わ
せない旨の決定をした場合におい
ても、その後における当該事件の
審理の経過にかんがみ、事故発生
の原因に関する技術的事項につい
て意見を必要とする認めると至
つたときは、決定をもつて当該事
件の公判期日における審理に専門
委員を立ち会わせることができる。
刑事訴訟法第二百九十一条の
三の規定による決定の取消しがあ
つた事件についても、同様とす
る。

4 被告人は、いつでも、専門委員の
立会いを辞退する旨を申し出るこ
とができる。

5 裁判所は、第二項及び第三項に
規定する決定をするにあつては、
あらかじめ、検察官及び被告人
又は弁護人の意見を聞かなけれ
ばならない。

(指定)

第五条 専門委員の員数は、各事件
について一人以上とする。
2 専門委員は、毎年、あらかじめ
め、高等裁判所が軌条上の車両の

転等に関する業務上の過失刑事事件で、この法律の施行前に最初の証拠調の決定があつたものについては、適用しない。

運転等に関する業務に關し學識経験を有する者の中から選定した者につき、各事件について裁判所が指定する。

3 裁判所は、前項に規定する指定の決定をするにあつては、あらかじめ、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聞かなければならない。

4 第二項の規定により選定される者の資格、員数その他同項の選定に關し必要な事項は、最高裁判所が定める。

6 裁判所は、専門委員がその職務を行なうに適さないと認めるときその他特別の事情があるときは、いつでも、決定をもつてその指定を取り消し、かつ、当該事件につき新たに専門委員を指定することができる。

2 裁判所は、前項に規定する決定をするにあつては、あらかじめ、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聞かなければならない。

(出頭及び宣誓)

7 裁判所は、専門委員を指定した軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の公判期日には専門委員を召喚しなければならぬ。

2 専門委員には、宣誓をさせなければならぬ。

3 刑事訴訟法第五十条及び第五十一条の規定は、専門委員の出頭に、同法第五十二条及び第五十三条の規定（これらの規定中勾引に関する部分を除く）並びに同法第二百七十四条の規定は、専門委員の召喚に、同法第六十条

及び第六十一条の規定は、専門委員の宣誓について準用する。

(公判期日外における立会い)

8 裁判所は、公判期日外において証人、鑑定人、通訳人若しくは翻譯人の尋問をする場合又は公判期日外において検証若しくは鑑定をする場合（以下この条において「公判期日外において尋問等をする場合」という。）において、裁判所は、必要があるとき、専門委員をこれに立ち会わせることができる。

2 公判期日外において尋問等をする場合において、専門委員は、裁判所、受命裁判官又は受託裁判官の許可を受けてこれに立ち会ふことができる。

3 公判期日外において尋問等をする場合においては、裁判所は、その日時及び場所を、あらかじめ、専門委員に通知しなければならぬ。

(尋問、質問等)

9 裁判所、専門委員は、裁判所、受命裁判官又は受託裁判官のする証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人の尋問に際しては、裁判長、受命裁判官若しくは受託裁判官に対して事故発生の原因に關して尋問を求め、又は裁判長、受命裁判官若しくは受託裁判官の許可を得てこれらの者に対し事故発生の原因に關して直接に問ひを發することができ、被告人が任意に供述する場合において、その者に対する質問を求め、又はその者に対し問ひを發することも、同様とする。

2 裁判所は、専門委員のする問ひ

が既にした尋問若しくは質問と重複するとき又は事故発生の原因に關係のない事項にわたるときその他相当でないとき認めるときは、これを制限することができる。

3 専門委員は、裁判長の許可を受けて、訴訟に關する書類及び証拠物を閲覧し、又は謄写することができる。

(鑑定書の提出)

10 専門委員は、当該事件の審理の状況により、事故発生の原因に關して鑑定の必要があるとき、その意見を申し出ることができる。

(専門委員に対する尋問)

11 裁判所は、必要があるとき認めるときは、いつでも事故発生の原因に關して意見を述べさせるため、専門委員を尋問することができる。

2 裁判所は、檢察官、被告人又は弁護人の請求に係る証拠調が終わるまでの間に専門委員を尋問しなかつたときは、刑事訴訟法第二百九十三条第一項の檢察官の意見の陳述前に、事故発生の原因に關して意見を述べさせるため専門委員を尋問しなければならない。

3 裁判所が第二項の専門委員を尋問する旨の決定をするに關しては、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聞かなければならない。

4 刑事訴訟法の規定の適用については、専門委員に対する尋問は、証拠調とみなし、尋問に対する専門委員の意見は、鑑定人の鑑定の経過及び結果とみなす。

5 刑事訴訟法第一編第十一章の規

定（勾引、宣誓並びに旅費、日当及び宿泊料に關する規定を除く。）及び同法第三百四十四条の規定は、専門委員に対する尋問について準用する。

(旅費、日当、宿泊料等)

12 専門委員には、最高裁判所の定めるところにより、旅費、日当、宿泊料及び報酬を支給する。

2 専門委員は、あらかじめ、旅費、日当又は宿泊料の支給を受けた場合において、正当な理由がなく出頭せず又は宣誓若しくは陳述を拒んだときは、その支給を受けた費用を返納しなければならない。

3 専門委員の旅費、日当、宿泊料及び報酬は、国庫の負担とする。

(刑事訴訟法との關係)

13 この法律に規定する過料、費用の賠償、決定及び即時抗告に關しては、刑事訴訟法を準用する。

(罰則)

14 この法律の規定により宣誓した専門委員がことさらに真意と異なる意見を述べたときは、三月以上十年以下の懲役に處する。

15 前条の罪を犯した者がその意見を述べた事件の裁判確定前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第五條の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律は、軌条上の車両の運

昭和三十六年二月二十八日印刷

昭和三十六年三月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局